



RIETI Discussion Paper Series 17-J-063

**日本におけるサードセクター組織の現状と課題
—平成29年度第4回サードセクター調査による検討—**

後 房雄
経済産業研究所

坂本 治也
関西大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

「日本におけるサードセクター組織の現状と課題 —平成29年度第4回サードセクター調査による検討—」¹

後房雄（名古屋大学）・坂本治也（関西大学）

要 旨

本稿は、平成29年度第4回サードセクター調査の全体像と調査結果を概観しつつ、日本におけるサードセクター組織の現状と課題について多角的に検討を加える。そもそも「サードセクター」という概念自体が、現時点では十分広く理解されていない現状にある。サードセクターとは何か、サードセクター組織に着目し、その実態を分析していくことによつてどのような意義があるのか、またどのような分析課題が残されているのかについて、論じていく。

第4回サードセクター調査では、「国税庁法人番号公表サイト」に掲載されている情報を母集団情報として用い、そこから法人格ごとに無作為抽出して得られたサンプルに調査票を発送する郵送方式で行われた。

本稿では第4回サードセクター調査の調査結果について、組織が保有する人的資源、組織ガバナンス、活動の経緯と現況、組織の財務状況、政治・行政との関係性などの観点から分析を加え、サードセクター組織を取り巻く現状と課題について明らかにした。本稿で概観する調査から判明した基礎的事実は多岐にわたるが、(1)「脱主務官庁制の非営利法人」「主務官庁制下の非営利法人」「各種協同組合」の間で、組織力や活動実態などさまざまな面で大きな差異があり、日本のサードセクター組織は「三重構造」化していること、(2) サードセクター組織の役員に占める女性比率の平均値は19.5%であり、サードセクターの指導層においても強いジェンダー・バイアスが見られること、(3) 営利企業の経営手法の導入などの「非営利組織のビジネスライク化」が一部の組織で見られること、(4) 労働組合や「NPO」に対する「不信」がサードセクター内部でも見られること、などの新たな重要事実が浮かび上がった。

キーワード：サードセクター、NPO、NGO、人的リソース、組織ガバナンス、ロビイング

JEL classification: D72, L30, L31, L38

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

¹ 本稿は、独立行政法人経済産業研究所におけるプロジェクト「官民関係の自由主義的改革とサードセクターの再構築に関する調査研究」の成果の一部である。本稿の分析に当たって、独立行政法人経済産業研究所が実施した平成29年度「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」のデータの提供を受けたことにつき、同研究所の関係者に感謝する。また、このような団体に関する大規模調査は、多数の団体関係者の方々の調査へのご理解とご協力なしには決して遂行できないものである。調査にご協力くださったすべての方々に心より御礼申し上げる。なお、本稿で行った研究の一部は、JSPS 科研費 26780098 の助成を受けて行った研究の成果から成っている。

1. サードセクター研究の意義と課題

1. 1. 序論：サードセクター組織を分析する

サードセクター (third sector) という言葉は日本ではまだほとんど普及していないが、国際的には政府行政組織でもなく企業でもない第3の組織を指す言葉として広く用いられている (政府出資の株式会社を「第三セクター」ないし「三セク」と呼ぶ日本の用法は国際的には特殊で例外的なので、われわれとしてはそれと区別するためにサードセクターと表記する)。最も広く言えば、民間組織のうち、営利企業と家族を除くすべての組織が含まれる。

組織の規模は小規模、零細なものが多いにしても、組織の総数は膨大なものになると思われる (実数を把握すること自体が難しいが)。

日本を含めて多くの国において、行政組織や営利企業のそれぞれの限界 (政府の失敗、市場の失敗) を踏まえて、「行政、企業以外で財やサービスを提供したり、アドボカシー活動をしたりすることによって、さまざまな社会的問題に取り組む民間組織」としてのサードセクターへの関心が高まってきている。

それゆえ、そうした膨大な組織の中でも特定の組織類型に研究上の関心が集中していることも事実である。端的に言えば、民間非営利組織と協同組合がその関心の中心であり、最近ではそれらに加えて社会的協同組合や社会的企業も関心を集めつつある。

こうした状況を前提にして、われわれの研究プロジェクト「官民関係の自由主義的改革とサードセクターの再構築に関する調査研究 (第2期：2015年5月18日～2017年9月30日)」のメンバーが調査設計し、独立行政法人経済産業研究所 (RIETI) が実施した平成29年度「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」(第4回サードセクター調査。以下、本調査) では、サードセクターの中核部分に焦点を当てた実証的な調査を可能にするために、民間非営利組織と協同組合を主なサードセクター組織として直接の調査対象にすることとした (詳細については2. を参照)。

調査の背景には、国税庁が運営するウェブサイト「国税庁法人番号公表サイト」において、民間非営利組織と協同組合の各種法人格の組織の基本情報 (名称、所在地住所など) などが広く公開され、それを用いた母集団情報の構築、および無作為抽出による調査サンプルの抽出などが可能になったことも指摘できる。今回の調査では、同サイトの情報から母集団情報を構築し、そこから調査サンプルを抽出する方法を採用した。

筆者の一人、後房雄をプロジェクト・リーダーとして調査設計された過去3回のサードセクター調査²では、総務省の「平成18年事業所・企業統計調査」(第1回2010年)、「平成21年経済センサス-基礎調査」(第2回2012年)、「平成24年経済センサス-活

² 過去3回の「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」については、独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト (<http://www.rieti.go.jp/users/ushiro-fusao/> アクセス日2017年9月6日) を参照。

動調査」(第3回2014年)のデータを母集団情報として用いたために、調査票発送段階では法人格を完全に特定することができなかつたため、結果として特殊法人や独立行政法人などの行政組織との境界線に位置するいわゆる「グレーゾーン組織」や地縁組織、法人格を有さない任意団体など、多様な組織を対象とすることとなった。

しかし、今回は発送の段階で法人格を特定することが可能であったので、意図的に、非営利法人および協同組合であると特定できる組織のみを調査対象とし、その他の組織は調査対象から除外した。より厳密に言えば、発送前には一般社団法人や一般財団法人の「非営利型」と「非営利型以外」とは区別できなかつたので、両方に質問票を送付した。また、2007年3月末以前に設立された医療法人は、残余財産について非分配原則が徹底されていなかったため非営利法人とはいえないが、これも発送前に区別することはできなかつたので、やはり発送したうえで回答によって区別する方法をとった。

もちろん、非営利法人や協同組合以外の多様な組織も含めた広義のサードセクターを研究することも意味のあることであるが、今回は、「行政、企業以外で財やサービスを提供したり、アドボカシー活動をしたりすることによって、さまざまな社会的問題に取り組む民間組織」の代表的なものである非営利法人と協同組合にあえて調査対象を限定し、それらの組織の基礎情報、経営実態、政治行政や企業との関係などの諸相を明らかにすることに調査目的を限定した。

なお、本来は社会的企業も調査対象にしたかったのであるが、日本には「社会的企業」を特定化できる法人格制度が現時点では存在していない。そのため、株式会社の中に「社会的企業」が存在しているのは明らかであるが、それを具体的に特定化し、調査対象に含めるのは困難である。ゆえに、社会的企業は、今回は調査対象外としている。

1. 2. ヨーロッパのサードセクターの動向

以上のような狭義のサードセクターの設定(非営利組織、協同組合、共済組合、社会的企業)は、ヨーロッパの社会的経済の研究においては標準的なものである(富沢1999, ドゥフルニ・モンソン編1995, エバース・ラヴィル編2007, ボルザガ・ドゥフルニ編2004)。ただし、アメリカにおいては、協同組合は利益配分を行う一種の「商業的組織」とみなされているので、非営利組織が主な研究対象とされ、それをサードセクターと呼ぶ用語法もある(富沢1999: 49-50, Anheier 2014: 4)。

ヨーロッパ大陸諸国においては「社会的経済」ないし「社会的連帯経済」という用語がかなり普及しており、それは非営利組織と協同組合、共済組合によって構成されるものである。そして、最近では、株式会社形式の社会的企業が制度的にも創設されたこともあり、それも社会的経済に含められるようになっている。

代表的な事例としてのフランスでは、1975年に共済組合・協同組合・非営利組織全国連絡会(CNLAMCA)が結成され、2001年に社会的経済企業・雇用主・グループ評議会(CEGES)に改組されている。そして、1981年に社会党のミッテラン政権が成立

すると、社会的経済各省代表者会議が設置された。その後、2012年の社会党オランダ政権のもとでは、社会的連帯経済担当大臣が任命された。2014年には、社会的連帯経済法が可決・施行された（廣田 2016：30, ジャンテ 2009, リピエッツ 2011）。

欧州委員会においても、1989年に中小企業を担当する第23総局内に社会的経済を担当する部局が設置され、2000年には再編成されて役割も増大した。ただし、1992年に提案された欧州社会的経済法（欧州協同組合法、欧州共済組合法、欧州アソシエーション法を統合するもの）の試みは、実現にまで至らなかった（今井 2014：15-16）。

廣田裕之の紹介によれば、ヨーロッパ諸国では、フランス以前に、スペインで社会的経済法が2011年3月に可決され、ポルトガルでも社会的経済基本法が2013年3月に可決されている³。

さらに、筆者の一人、後房雄が紹介したように、イタリアにおいては2016年6月に法律第106号「サードセクターと社会的企業の改革および普遍的な社会奉仕の規律に関する政府への委任」（サードセクター改革法）が可決され、それに基づいて、2017年7月3日には政府による立法的命令として「サードセクター法典」が制定された（後2017b）。

このように、ヨーロッパを中心に、社会的経済ないしサードセクターが1つのセクターとしての実体を形成しつつ、その法制化をも実現しつつある。

1. 3. 日本におけるサードセクターの現状と課題

上記のようなヨーロッパにおける進展状況と比較すれば、日本におけるサードセクターの現状は、非営利法人内部の分岐、協同組合内部の分岐、非営利セクターと協同組合セクターの分離、労働者協同組合（ワーカーズコープ）や社会的企業の法制度の欠如など、立ち後れた部分が多いと言わざるをえない。そして、サードセクターが内部で分断され、1つのセクターとして認知され、結集していないことが、日本におけるさまざまなサードセクター組織が本来の形でその役割を果たすうえでの最大の障害の1つになっているのではないかとわれわれは考えている。

とはいえ、日本においてもサードセクターの形成やその方向での法制度の整備は、非営利組織に関する限り、ある程度の進展を見せていることも事実である。1998年12月施行の特定非営利活動促進法、2008年12月施行の公益法人制度改革がその中でも重要な意義をもったのは周知のとおりである。

今回の第4回サードセクター調査は、前者から10年、後者から20年の節目の年となる2018年を目前にした日本の非営利セクターを中心にしたサードセクターの状況を明らかにしようとするものである。

サードセクター研究の主な論点としては、サードセクター組織が社会的成果をあげる

³ 廣田裕之「フランスの社会的連帯経済法」(<http://www.shukousha.com/column/hirota/2096/> アクセス日 2017年9月6日)。

ために必要な組織拡大や専門性の向上を達成しつつあるのかどうか、そのことが自発性や民主的運営やボランティアの活用などのサードセクター組織の特質に否定的影響を与えているのかどうか、サービス提供機能とアドボカシー機能に対立するのかどうか、事業委託やバウチャー制度を通じた公的資金の増大がサードセクター組織の成果達成や経営実態にどのような影響を与えているのか、などがある（坂本編 2017）。

これらに加えて、日本では非営利組織と協同組合に属する諸制度、諸組織がかなりの規模で存在しているにもかかわらず、主務官庁制の下できわめて多岐に分断され、1つのセクターとしての認知が、関係者自身の間でも、社会全体でも、まったくと言ってよいほど成立していないという独特な問題点がある。しかも、そうした分断は、非営利組織と協同組合の間に存在するだけでなく、それぞれの内部においても存在する（後 2009, 2017a, 2017b）。

これらの組織が1つのセクターとしての実態と認知を確立することが今後その役割を果たすうえでの大きな条件の1つだという見通しのもとで、現状とはかけ離れていることを認識しつつもあえて1つの研究対象として設定し、その現状を踏まえつつ1つのセクターとして成立するための課題や方策を検討しようとするのが、われわれの大きな研究関心の1つである。

そうした研究の一部として、本稿では、第4回サードセクター調査の結果を概略的に紹介していくことにしたい。

2. 第4回サードセクター調査の概要

2. 1. 「国税庁法人番号公表サイト」を用いた母集団情報の入手

独立行政法人経済産業研究所が実施した平成29年度「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」（第4回サードセクター調査。以下、本調査）は、一般法人、公益法人、特定非営利活動（NPO）法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、協同組合、労働組合など、日本におけるサードセクター組織の活動実態、とりわけ組織経営上の基礎情報（人的資源、組織ガバナンス、財務状況など）や政府・営利企業との相互作用の諸相を解明することを目的として行われた団体サーベイである。

日本におけるサードセクター組織をどのようにして包括的に把握すべきか、より端的に言えばサードセクター組織の母集団情報をどのような資料に基づいて入手すべきか、という点は、従来 of 団体研究においても1つの分析上の焦点になってきた。たとえば、辻中・森編（2010）では職業別電話帳に掲載された団体を対象とした把握・調査が行われた。また、独立行政法人経済産業研究所による過去3回（第1回2010年、第2回2012年、第3回2014年）の「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」では、総務省の「事業所・企業統計調査」、「経済センサス-基礎調査および活動調査」に収録されている「会社以外の法人」および「法人格をもたない団体」を対象とした把

握・調査が行われた（後 2015, 坂本 2015）。

それらに対し、本調査では、近年国税庁によってウェブサイトの整備が進められて広く一般に公開されている「国税庁法人番号公表サイト」⁴から非営利法人、各種協同組合、労働組合などの組織名称と住所の情報を入手し、それを母集団情報として利用する手法を採用した。「国税庁法人番号公表サイト」の情報を用いた包括的な団体調査の実施は、管見のかぎり、本調査が史上初の試みとなる。

「国税庁法人番号公表サイト」を用いることのメリットとして、収録されている法人の包括性を挙げることができる。同サイトは国が把握する税務情報を基に作成されたものであり、その公的性格からいって、法人格を有する諸団体についてかなりの程度包括的に収録されている。ゆえに、他のデータベースに依拠するよりも、同サイトを用いた方がより正確な母集団情報が得られるとあってよい。とりわけ職業別電話帳や経済センサス-活動調査には収録されていないような、零細な法人や事務所の所在が組織外部の者には明確ではない法人を、「国税庁法人番号公表サイト」では捕捉することができる。

他方で、もちろんデメリットも考えられる。同サイトには基本的には法人格を有する団体のみが収録されており、法人格がない「人格なき社団」、いわゆる任意団体は対象外である。したがって、法人格がないサードセクター組織への接近には、同サイトを利用することは適していない。

以上のメリット、デメリットを考慮しつつ、本調査では、サードセクター組織のうち、法人格を有する各種の非営利法人と協同組合について、過去に類例を見ないほどの包括的な調査を実施するという目的の下、「国税庁法人番号公表サイト」から母集団情報を得ることにした。

2. 2. 具体的なサンプル抽出手順と調査方法

具体的な母集団情報入手とサンプル対象団体決定の手順は、以下のとおりである。

第1に、「国税庁法人番号公表サイト」に収録されている全法人のうち、2017年3月31日次点で、「その他の設立法人」または「その他」の法人種別に該当するもの、および「閉鎖登記の情報がない」ものを対象とした。

第2に、上記の対象から、組織名称に「一般社団法人（または社団法人）」、「一般財団法人（または財団法人）」、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「社会福祉法人」、「学校法人」、「社会医療法人」、「特定医療法人」、「医療法人」、「特定非営利活動法人（NPO法人などの表記も含む）」（認定特定非営利活動法人については、別途内閣府ウェブサイト⁵の公開情報から全数（899）を把握した）、「職業訓練法人」、「更生保護法人」、「消費生活協同組合」、「農業協同組合」、「漁業協同組合」、「森林組合」、「中小企業等協同組合

⁴ <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/kensaku-kekka.html> アクセス日 2017年9月3日。

⁵ <https://www.npo-homepage.go.jp/about/houjin-info/shokatsunintei-meibo> アクセス日 2017年10月19日。

(事業協同組合や企業組合などの表記も含む)、「信用金庫、信用組合、労働金庫」、「共済(協同)組合」、「労働組合(ユニオンなどの表記も含む)」などが含まれるものをそれぞれ抽出し、収録件数を法人格別に集計した(表1のA列)⁶。総件数は228,702件である。

第3に、収録数が少ないために全数調査にした「社会医療法人」、「特定医療法人」、「職業訓練法人」、「更生保護法人」、「信用金庫、信用組合、労働金庫」、「共済(協同)組合(〇〇住宅組合は除く)」を除き、各法人格の件数が総件数に占める割合(構成比)を算出した(表1のB列)。

第4に、研究予算の関係から、調査票を発送する全サンプル数を12,500サンプルに決定し、上記の全数調査とした法人格の件数を除いた9,840サンプルを表1のB列の構成比にしたがって、各法人に仮配分した(表1のC列)。

第5に、仮配分ではサンプル数が少なくなる法人格について補正処理を行った。具体的には、仮配分のサンプル数を、「学校法人」と「労働組合」は1.5倍、「一般財団法人」、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「農業協同組合」、「漁業協同組合」、「森林組合」は2倍、「消費生活協同組合」は3倍になるように、それぞれ補正をかけ、その分、上記以外の法人格は構成比にしたがってサンプル数を減らした(表1のD列)。

第6に、上記の作業によって法人格別のサンプル数(表1のE列)を確定させ、その数にしたがい、法人格ごとの母集団情報から調査票を発送するサンプル対象団体を無作為抽出した。

こうしてサンプル対象となった12,500の団体の所在地住所宛に、調査票を発送し、記入して返送してもらう、いわゆる「郵送調査」の形式を本調査は採用している。ただし、回答団体(回答者⁷)は、調査票記入の手引きにしたがい、web上での回答を選択することもできる。その意味で、発送自体はすべて郵送に依ったが、回答形式としては郵送調査とweb調査を併用する形となっている。

本調査は、2017年5月2日に調査票を発送し、同5月31日までに回答を返信するようお願いするかたちで実施した。調査対象団体には、2017年(平成29年)4月1日現在の状況を記入してもらうようお願いした。なお、母集団情報の入手、サンプル割付、調査票の印刷、発送、回収、調査票の回答情報の入力作業などの実査は、すべて委託先の東京商工リサーチ市場調査部が担当した。

⁶ 若干数ではあるが、過去3回のサードセクター調査において、諸事情により調査対象とすることが困難であることが判明しているいくつかの法人については、母集団情報から除外している。

⁷ 調査票では回答者の役職をプリコードで尋ねている。回答が多かった順に挙げると、事務局員27.2%、事務局長23.7%、組織代表(理事長、代表理事、組合長など)21.3%、役員(理事など)13.6%、その他13.6%であった。回答者の役職の違いにより、回答傾向が異なる可能性があることも予想されるが、本稿ではひとまず役職の違いは回答傾向に有意な影響を与えないと仮定して議論を進めていく。

表1 法人格ごとの法人総数の母集団情報と調査対象となるサンプル割付数

法人格種別	A 登録数 (登記登録の 閉鎖等が生じ たものを除く)	B 全数調査 対象を除い た構成比	C 仮割付後の 調査対象数	D 補正処理	E 補正後の 調査対象数
一般社団法人 (社団法人712件を含む)	42,679	18.9%	1,858		1,472
一般財団法人 (財団法人1,039件を含む)	7,754	3.4%	338	(2倍補正)	676
公益社団法人	4,150	1.8%	181	(2倍補正)	362
公益財団法人	5,318	2.4%	232	(2倍補正)	464
社会福祉法人	20,782	9.2%	905		717
学校法人	8,017	3.5%	349	(1.5倍補正)	523
社会医療法人、特定医療法人	313	(全数)	313		313
医療法人	53,346	23.6%	2,322		1,840
認定特定非営利活動法人	899	(全数)	899		899
特定非営利活動法人	55,342	24.5%	2,409		1,909
職業訓練法人	419	(全数)	419		419
更生保護法人	163	(全数)	163		163
消費生活協同組合	1,534	0.7%	67	(3倍補正)	201
農業協同組合	4,085	1.8%	178	(2倍補正)	356
漁業協同組合	2,052	0.9%	89	(2倍補正)	178
森林組合	3,786	1.7%	165	(2倍補正)	330
中小企業等協同組合	10,069	4.5%	438		347
信用金庫、信用組合、労働金庫	440	(全数)	440		440
共済組合	426	(全数)	426		426
労働組合	7,128	3.2%	310	(1.5倍補正)	465
合計	228,702	100.0%	12,501		12,500

* C列の合計値は、端数のため、12,500とならない

2. 3. 調査票の回収状況

調査票の回収状況は以下のとおりである。まず、宛先不明で調査票が戻ってきてしまったものが1,292件(発送数全体の10.3%)あった。やや高い割合で「宛先不明戻り」が発生してしまったが、これは「国税庁法人番号公表サイト」の包括性が影響していることであろうと推測される。つまり、同サイトには零細な法人や活動実態が不明な法人などもすべて収録されているために、サイト掲載情報が長年更新されていない場合には、

法人所在地が変更ないし法人自体が閉鎖されてしまっているケースが相当数含まれてしまうおそれがあり、それが「宛先不明戻り」の多さにつながっていることが考えられる。

つぎに、返送されて回収された調査票は 1,586 件（回収率 12.7%、「宛先不明戻り」を除いて回収率を算出すれば 14.2%）であった。うち、郵送での回答 1,047 件(66.0%)、web 上での回答 536 件（33.8%）、メールや FAX など所定外の回答 3 件（0.2%）であった。

ただし、上記のうち、法人として活動休止中のものが 35 件、すでに解散している法人のものが 44 件、その他の理由で活動している状態にない法人 10 件、未記入など無効回答が 17 件あった。それらを差し引いた 1,480 件（配布総数の 11.8%、「宛先不明戻り」を除いて算出すれば 13.2%）が分析に用いることのできる本調査の有効回答数である⁸。

有効回答が得られた団体については、調査票問 1 で法人格種別を尋ねている。その回答結果を用いて（法人格種別を回答しなかった団体や活動休止中・解散済みなどの団体を除く）、法人格別に調査票発送数に対する有効回答回収数および回収率を示したものが表 2 である。

これを見ると、法人格によって回収率には一定のばらつきがあることがわかる。更生保護法人、職業訓練法人、認定特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人などでは、回収率が全体よりも高い。他方、医療法人、労働組合、消費生活協同組合、農業協同組合、中小企業等協同組合などでは、回収率が低い。

以下に行う本稿の分析では、とくに回収率の差によるウェイト補正処理は行っていないが、法人格によって一定のサンプル・バイアスがあり、全体として見る場合に、前者の法人格グループの影響が過大評価され、逆に後者の法人格グループの影響が過少評価されていることは、留意しなければならない。

なお、有効回答が得られたサンプルで、法人の所在地住所の分布を見てみると、広く全国に散らばっているものの、人口数の多い都道府県が相対的に大きなシェアを占めていることがわかる。たとえば、東京都は 14.5%であり、他の道府県に比べて圧倒的に多い。その他、シェアが大きいのは、北海道 5.8%、大阪府 5.1%、神奈川県 5.0%、愛知県 4.3%などである。大都市圏を含む北海道・宮城・埼玉・東京・千葉・神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡の 11 都道府県で、サンプル全体の約半数を占めている。しかし、人口数に比例して団体数が多くなることは明らかであり、サンプルの地理的バイアスがとくに目立って存在しているわけではない、と考えられる。

⁸ 一般人対象のサーベイと比べて、団体サーベイでは概して回収率が低く、20%を切ることは決して珍しいことではないものの、回収率の向上はわれわれに課せられた今後の課題だと認識している。

表 2 法人格種別の有効回答数・回答率

法人格種別	有効回答 回収数	調査票発送数に対する 有効回答回収率	サンプル全体に 占める割合
一般社団法人	139	9.4%	9.4%
一般財団法人	97	14.3%	6.6%
公益社団法人	78	21.5%	5.3%
公益財団法人	99	21.3%	6.7%
社会福祉法人	77	10.7%	5.2%
学校法人	59	11.3%	4.0%
医療法人(社会医療法人、特定医療法人を含む)	87	4.0%	5.9%
認定特定非営利活動法人	205	22.8%	13.9%
特定非営利活動法人	179	9.4%	12.2%
職業訓練法人	111	26.5%	7.5%
更生保護法人	54	33.1%	3.7%
消費生活協同組合	14	7.0%	1.0%
農業協同組合	28	7.9%	1.9%
漁業協同組合	25	14.0%	1.7%
森林組合	38	11.5%	2.6%
中小企業等協同組合	31	8.9%	2.1%
信用金庫、信用組合、労働金庫	64	14.5%	4.3%
共済組合	47	11.0%	3.2%
労働組合	30	6.5%	2.0%
その他	10	—	0.7%
合計	1,472	11.8%	100.0%

3. 第4回サードセクター調査を用いた日本のサードセクターの現状把握

3. 1. 日本のサードセクターの「三重構造」

以下では、本調査の回答結果を用いて日本のサードセクター組織の現状を概観していく。その際、1つの分析視座として、サードセクター組織を「脱主務官庁制の非営利法人」、「主務官庁制下の非営利法人」、「各種協同組合」という大きな3つのグループに分割し、それぞれの特性を見ていくことにしたい。

日本のサードセクター組織が3つのグループに分断され、それぞれが異なる方向性に分岐してしまっていること、換言すれば、日本のサードセクターの「三重構造」の形成には、歴史的な淵源がある。

もともと、1898年に施行された民法の旧34条で規定された旧社団法人・財団法人、および1900年に公布された産業組合法で導入された各種協同組合は、政策領域ごとに存在する縦割りの行政官庁による強い監督と統制の下に置かれていた。いわゆる主務官庁制である。

縦割りの主務官庁による統制の結果、非営利法人と協同組合の間はもとより、各種の非営利法人間や協同組合間においても、相互作用をとまなう横の関係が形成されにくい構造が構築された。それゆえに、非営利法人としての一体性や協同組合としての一体性が生まれず、サードセクター全体としての一体性が生まれる余地もなかったのである。

ところが、1990年代以降の諸改革、とりわけ特定非営利活動促進法制定や公益法人制度改革によって、主務官庁制から脱却した新しい非営利法人制度が導入され、その制度下で新興の組織の設立が急増した。それらの新しい法人格を有するグループは、主務官庁制の下に置かれた非営利法人とは異なるセクターを形成し、今日に至っている。

しかしながら、1990年代以降の諸改革は、必ずしも日本のサードセクター組織全般を大きく根本的に再編する動きにはなっていない。社会福祉法人や学校法人のように、なおも主務官庁制の下での非営利法人が残存しているからである。現在でも、これらの主務官庁制下に置かれた非営利法人と、主務官庁制を脱却した非営利法人（具体的には一般法人、公益法人、特定非営利活動法人）や各種協同組合の間には「見えない壁」が存在しており、分断状況が解消されているとはいえない状況にある。さらには、「脱主務官庁制の非営利法人」、「主務官庁制下の非営利法人」、「各種協同組合」という大きな3つのグループの内部においても、政策領域や個別法人格ごとの分断が見られる状況にもある。

そこで以下では、本調査の単純集計結果を概観していくとともに、3つのグループ間で、人的資源、組織ガバナンス、財務状況などの経営実態や活動実態、および政治・行政との相互作用の諸相がどのように異なるのかを明らかにしていきたい。加えて、3つのグループ内部の個別法人格についても、特徴的な差異が見られる場合にはとくにクロ

一ズアップして結果を示すようにしたい⁹。それらの作業を通じて、「三重構造」にある日本のサードセクターの現況を明らかにしていくことが本章の狙いである。

以下の分析では、本調査問1（法人格種別）の回答結果を用いて、「脱主務官庁制の非営利法人」、「主務官庁制下の非営利法人」、「各種協同組合」を以下のように操作化する。

「脱主務官庁制の非営利法人」(N=723) …一般社団法人(非営利型)、一般財団法人(非営利型)、公益社団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、特定非営利活動法人

「主務官庁制下の非営利法人」(N=328) …社会医療法人・特定医療法人・2007年4月以降設立の医療法人¹⁰、社会福祉法人、学校法人、職業訓練法人、更生保護法人

「各種協同組合」(N=247) …消費生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、中小企業等協同組合、信用金庫・信用組合・労働金庫、共済協同組合

なお、以上の3グループに含まれない、「非営利型」以外の一般法人(N=74)、医療法人(2007年3月末以前設立のもの、N=60)、労働組合(N=30)、その他の法人格(N=10)を有する団体については、とくに注目すべき回答結果がある場合に個別にとりあげることとしたい。

3. 2. 組織が保有する人的資源

組織が保有する人的資源という観点から、日本のサードセクター組織の現状はどのようにとらえることができるのだろうか。ここでは、(1)役員数、代表者・役員の経歴、(2)常勤・非常勤職員数と給与額、(3)有償・無償ボランティア数、(4)雇用・労働環境、(5)人材の多様性と技能、という5つの観点から検討していく。

⁹ 調査票の内容と単純集計結果、および個別法人格ごとの回答結果の違いの詳細は、独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト http://www.rieti.go.jp/jp/projects/research_activity/npo2017/ (アクセス日 2017年10月4日) 掲載の情報を参照されたい。

¹⁰ 法改正により、2007年4月以降設立の医療法人は、それ以前に設立された医療法人と異なり、解散時の残余財産の帰属先を出資者にすることができなくなった。それゆえ、利潤の分配制約という観点から非営利性が不明確であった医療法人も、2007年4月以降設立のものについては非営利法人と見なすことができる。本稿では、単に「医療法人」とする場合には、2007年3月末以前設立のものとし、2007年4月以降設立のものについては、社会医療法人、特定医療法人とともに1つの非営利法人カテゴリを成すと考える。

3. 2. 1. 役員数、代表者・役員の経歴

本調査問3、問4では、組織内の役員数の状況を回答してもらっている。週30時間程度以上勤務している役員を「常勤役員」とし、それ以外の役員を「非常勤役員」としている。また、それぞれの役員のうちで女性が何人いるか、常勤役員のうち報酬を支払っている者と支払っていない者の人数についても答えてもらっている。結果は表3に示されるとおりである。

表3 常勤・非常勤の役員数、女性役員比率、報酬を支払っていない常勤役員

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
常勤役員数の平均値 (標準偏差)	1.30 (2.32)	1.66 (3.28)	2.75 (3.33)	1.72 (2.77)
女性常勤役員数の平均値 (標準偏差)	0.41 (0.99)	0.56 (1.82)	0.11 (0.48)	0.42 (1.16)
非常勤役員数の平均値 (標準偏差)	10.82 (9.86)	10.30 (7.54)	10.25 (8.42)	10.28 (9.74)
女性非常勤役員数の平均値 (標準偏差)	1.90 (2.73)	1.19 (1.81)	0.76 (2.42)	1.46 (2.44)
常勤・非常勤役員に占める 女性比率の平均値	22.7%	17.5%	6.9%	19.5%
報酬を支払っていない常勤役員が 1人以上いる団体の割合	44.0%	37.3%	7.2%	32.8%

どのグループでも、常勤役員数については平均1～2人程度¹¹、非常勤役員数については平均10～11人程度存在しており、法人格によって大きな差はないといえる。

他方、各グループ別に常勤・非常勤役員に占める女性比率の平均値を求めると、「脱主務官庁制の非営利法人」22.7%、「主務官庁制下の非営利法人」17.5%、「各種協同組合」6.9%となり、協同組合では女性役員比率は概して低いことがわかる。なお、個別法人格で見れば、医療法人（2007年3月末以前設立）46.1%、認定特定非営利活動法人35.1%、特定非営利活動法人33.0%などで、女性役員比率がとくに高い。

女性役員比率はサードセクター全体で見れば19.5%であるが、この数字は決して高いわけではない。内閣府男女共同参画局「平成29年版男女共同参画白書」によると、各分野における「指導的地位」に女性が占める割合は、衆議院議員9.3%、参議院議員20.7%、都道府県会議員9.7%、国家公務員採用者（総合職試験）34.5%、検察官22.9%、裁判官20.7%、弁護士18.3%、民間企業（100人以上）における課長相当職10.3%、

¹¹ この平均値は常勤役員数0と回答した団体のものも含んでおり、必ずしもすべての団体に常勤職員がいるわけではない。常勤役員が1人以上いると答えたのは、全体の64.2%である。

大学教授等 15.4%、医師 20.4%などと推計されている。これらの値と比較すれば、役員レベルで見た場合、サードセクターにおいてとくに女性の社会進出が格段に進んでいるわけではなく、サードセクターの指導層においても日本特有のジェンダー・バイアスがある程度存在している、ということができよう。

常勤役員の数と報酬を支払っている常勤役員の数とは概ね一致する傾向にある。報酬を支払っていない常勤役員が1人以上団体の割合をグループごとに示すと、「脱主務官庁制の非営利法人」44.0%、「主務官庁制下の非営利法人」37.3%、「各種協同組合」7.2%となる。非営利法人と比較すれば、協同組合では無償で役員を務める者はより少ない、と推測される。

本調査問5では、組織の代表者や役員（常勤・非常勤）の経歴・職歴について尋ねている。結果は表4に示すとおりである。

表4 組織の代表者や役員（常勤・非常勤）の経歴・職歴

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
代表者・役員（の経歴・職歴）：中央省庁職員	6.8%	4.6%	4.7%	5.6%
代表者・役員（の経歴・職歴）：都道府県庁職員	16.1%	7.0%	9.0%	12.0%
代表者・役員（の経歴・職歴）：市区町村役場職員	22.2%	18.2%	13.7%	19.0%
代表者・役員（の経歴・職歴）：国会議員	0.9%	1.3%	0.5%	0.9%
代表者・役員（の経歴・職歴）：地方議員	8.7%	17.2%	11.8%	10.6%
代表者・役員（の経歴・職歴）：自治体首長（知事・市区町村長）	4.6%	5.0%	3.3%	4.4%
代表者・役員（の経歴・職歴）：大学教員	24.5%	7.0%	3.3%	15.6%
代表者・役員（の経歴・職歴）：弁護士	8.7%	9.9%	5.2%	7.6%
代表者・役員（の経歴・職歴）：民間営利企業役員	43.2%	41.1%	28.0%	37.9%
代表者・役員（の経歴・職歴）：マスコミ	4.9%	2.6%	0.5%	3.3%
代表者・役員（の経歴・職歴）：いずれにも該当しない	30.1%	42.7%	49.3%	39.2%

組織の代表者または役員（の経歴・職歴）で該当するものが多いのは、民間営利企業役員 37.9%、市区町村役場職員 19.0%、大学教員 15.6%、都道府県庁職員 12.0%、地方議員 10.6%などである。サードセクター組織の経営陣には、政府セクターや営利企業セクター出身の人材が一定数存在しており、外部からの人材流入がある程度見られることがわかる。

3 グループ間での差異を見てみると、都道府県庁出身者、市区町村役場出身者、大学教授出身者が代表者・役員にいる団体の割合は「脱主務官庁制の非営利法人」でとくに多い。他方、地方議員出身者が代表・役員にいる団体の割合は「主務官庁制下の非営利法人」で多い。「各種協同組合」は、他の2つのグループに比べると、「いずれにも該当しない」の回答が多く、代表者・役員レベルでの人材流入の程度は低いことが見てとれる。なお、表には示していないが、医療法人（2007年3月末以前設立）は「いずれにも該当しない」が83.0%と圧倒的に高く、外部からの人材が経営陣に入ることはかなり少ないようである。

さらに、個別法人格別に、中央省庁出身者、都道府県庁出身者、市区町村役場出身者、地方議員出身者、民間営利企業役員出身者が代表者・役員にいる団体の割合を細かく見たものが表5である。

中央省庁出身者が代表者・役員にいる団体は、更生保護法人、信用金庫・信用組合・労働金庫、公益社団法人、一般財団法人（非営利型）でとくに多い。都道府県庁出身者が代表者・役員にいる団体は、公益財団法人、公益社団法人、共済協同組合でとくに多い。市区町村役場出身者が代表者・役員にいる団体は、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、共済協同組合でとくに多い。地方議員出身者が代表者・役員にいる団体は、更生保護法人、共済協同組合、社会福祉法人、漁業協同組合でとくに多い。民間営利企業役員出身者が代表者・役員にいる団体は、更生保護法人、公益財団法人、一般財団法人（非営利型以外）、認定特定非営利活動法人、信用金庫・信用組合・労働金庫でとくに多く、他方で医療法人、森林組合、労働組合、漁業協同組合ではかなり少ない。このように、個別法人格ごとに見ると、法人格によってばらつきがかなり異なることがわかる。

概して、公益財団法人や公益社団法人は、「脱主務官庁制の非営利法人」の中でも、とくに政府セクター出身者が代表者・役員にいる団体の割合が多い。これは、旧民法上で旧公益法人であった団体が一定割合含まれていることが影響しているのであろう。同様に、協同組合の中でも、とくに共済協同組合で政府セクター出身者が代表者・役員にいる団体の割合が多いのは、公務員共済などの行政の外郭団体が含まれているためと推測される。

表5 個別法人格に見た組織の代表者や役員の経歴・職歴
(政府セクター出身者、民間営利企業役員出身者)

	中央省庁職員出身者が 代表者・役員にいる	都道府県庁職員出身者が 代表者・役員にいる	市区町村役場出身者が 代表者・役員にいる	地方議員出身者が 代表者・役員にいる	民間営利企業役員出身者 が代表者・役員にいる
一般社団法人（非営利型）	5.7%	9.1%	3.4%	6.8%	37.5%
一般社団法人（非営利型以外）	2.9%	11.8%	11.8%	2.9%	41.2%
一般財団法人（非営利型）	11.7%	13.3%	20.0%	3.3%	40.0%
一般財団法人（非営利型以外）	9.7%	16.1%	25.8%	12.9%	51.6%
公益社団法人	12.1%	24.2%	43.9%	7.6%	37.9%
公益財団法人	9.5%	32.6%	45.3%	12.6%	58.9%
社会医療法人、特定医療法人、2007 年4月以降設立の医療法人	4.3%	13.0%	4.3%	8.7%	21.7%
医療法人（2007年3月末以前設立）	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	2.1%
認定特定非営利活動法人	4.8%	15.5%	15.5%	10.2%	50.3%
特定非営利活動法人	4.3%	8.7%	18.6%	8.1%	32.3%
社会福祉法人	1.4%	12.9%	40.0%	25.7%	31.4%
学校法人	1.8%	3.6%	10.7%	10.7%	33.9%
職業訓練法人	0.0%	5.0%	10.9%	9.9%	37.6%
更生保護法人	21.2%	3.8%	17.3%	30.8%	76.9%
消費生活協同組合	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	30.8%
農業協同組合	0.0%	0.0%	12.5%	8.3%	12.5%
漁業協同組合	0.0%	12.5%	4.2%	25.0%	8.3%
森林組合	0.0%	6.7%	23.3%	16.7%	3.3%
中小企業等協同組合	0.0%	0.0%	7.4%	0.0%	44.4%
信用金庫、信用組合、労働金庫	14.3%	10.7%	3.6%	1.8%	50.0%
共済協同組合	5.4%	21.6%	35.1%	29.7%	24.3%
労働組合	4.0%	12.0%	16.0%	0.0%	4.0%
その他	0.0%	12.5%	25.0%	0.0%	12.5%

3. 2. 2. 常勤・非常勤職員数と給与額

本調査問6では、組織内で週30時間程度以上勤務している有給職員を「常勤職員」、それ以外の有給職員を「非常勤職員」として、それぞれの人数を回答してもらっている。表6はその結果を示したものである。職員数は分散が大きいために、ここでは中央値をメインに見ていきたい（括弧内に平均値も示している）。

表6 常勤・非常勤職員数

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
常勤職員数の中央値 (平均値)	2.00 (9.24)	6.00 (41.70)	17.00 (90.20)	4.00 (30.07)
女性常勤職員数の中央値 (平均値)	1.00 (5.39)	3.00 (27.17)	4.00 (34.50)	2.00 (15.30)
非常勤職員数の中央値 (平均値)	1.00 (5.50)	3.00 (17.34)	0.00 (12.91)	1.00 (9.06)
女性非常勤職員数の中央値 (平均値)	0.00 (4.07)	2.00 (10.35)	0.00 (10.40)	0.00 (6.33)
有給職員合計数の中央値 (平均値)	4.00 (15.16)	11.00 (64.05)	21.00 (110.76)	6.00 (40.52)
有給職員合計数に占める 女性比率の平均値	59.5%	61.8%	39.9%	58.4%

常勤職員数の中央値は4人である。同様に、女性常勤職員数2人、非常勤職員数1人、女性非常勤職員数0人、常勤・非常勤有給職員合計数6人となっている。女性有給職員比率の平均値は58.4%であり、役員レベルと異なり、職員レベルで見ればサードセクター組織で働く女性の割合は比較的高く、ジェンダー・バランスがある程度とれているといえる。

3つのグループ間で比較すると、有給職員数（とくに常勤）が多いのは「各種協同組合」である。それに続くのが、「主務官庁制下の非営利法人」であり、「脱主務官庁制の非営利法人」が最も少ない。女性有給職員比率は、すでに見た役員の場合と同様、「各種協同組合」では他の2つのグループに比べて少なくなっている。

詳細は割愛するが、個別法人格で見ると、有給職員合計の中央値が大きいのは、社会医療法人・特定医療法人・2007年4月以降設立の医療法人（151人）、農業協同組合（134人）、信用金庫・信用組合・労働金庫（113人）、消費生活協同組合（61人）、社会福祉法人（42人）などの事業収入が多い組織である。他方、女性有給職員比率の平均値は、社会医療法人・特定医療法人・2007年4月以降設立の医療法人（85.4%）、医療法人（85.3%）、学校法人（76.2%）、社会福祉法人（74.5%）、消費生活協同組合（73.4%）労働組合（72.0%）などで高い傾向がある。逆に、森林組合（10.0%）、更生保護法人（28.7%）、共済協同組合（33.2%）、信用金庫・信用組合・労働金庫（40.1%）

などでは、女性有給職員比率は低い傾向にある。

本調査問 7 では、常勤職員、非常勤職員それぞれについて、年間給与（年収）の最高額と最低額を回答してもらっている。ただし、給与に関わる質問であったためか、残念ながら欠損値が 30～60%程度あった。そのような限定的データであることを前提に、各カテゴリ別に中央値を示したものが表 7 である。

表 7 常勤・非常勤職員の年収の最高額と最低額

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
常勤職員年収の最高額の中央値	381万円	467万円	705万円	471万円
常勤職員年収の最低額の中央値	210万円	230万円	216万円	220万円
非常勤職員年収の最高額の中央値	113万円	131万円	123万円	122万円
非常勤職員年収の最低額の中央値	48万円	60万円	72万円	59万円

常勤職員年収の最高額の中央値は、「各種協同組合」が 705 万円と高く、「主務官庁制下の非営利法人」は 467 万円と中程度、そして「脱主務官庁制の非営利法人」は 381 万円と低いことがわかる。「各種協同組合」を除けば、サードセクター組織の給与水準は決して高くないことが推測される。他方、常勤職員年収の最低額、あるいは非常勤職員年収の最高額・最低額は、3つのグループ間で大きな差は見られない。最低賃金の水準が法定されている以上、これは自然な結果といえる。

3. 2. 3. 有償・無償ボランティア数

本調査問 8 では、組織内の有償・無償のボランティア数を回答してもらっている。また、ボランティアがいる場合にはその 1 ヶ月あたりの平均活動時間と平均時給（有償の場合）を回答してもらっている。表 8 はその結果を示したものである。

ボランティア・スタッフは必ずしもどのサードセクター組織にいるわけではなく、有償ボランティアが 1 人以上いる団体は全体の 9.8%、無償ボランティアが 1 人以上いる団体は全体の 23.8%にすぎない。ただし、3 グループの間でも一定の差異が見られ、「脱主務官庁制の非営利法人」ではボランティアが多く、「各種協同組合」では少ない傾向がある。

詳細は割愛するが、個別法人格別に見た場合、有償ボランティアが 1 人以上いる団体の割合がとくに多いのは、認定特定非営利活動法人（25.0%）、特定非営利活動法人（23.1%）である。また、無償ボランティアが 1 人以上いる団体の割合がとくに多いのは、認定特定非営利活動法人（71.0%）、社会福祉法人（45.5%）、特定非営利活動法人

(42.0%)である。逆に、医療法人、職業訓練法人、信用金庫・信用組合・労働金庫、共済協同組合、労働組合では無償ボランティアが1人以上いる団体の割合は5%未満と少ない。しばしば特定非営利活動法人は「市民性」「ボランタリー性」が高い法人である、と指摘されるが、ボランティアの多さという観点から言えば、それは確かにデータから支持される傾向といえよう。

1ヶ月あたりの平均活動時間と平均時給は有償・無償のボランティアが1人以上いる団体について見ることになるので、ケース数が相当限定されてしまうが、参考値として表にはその中央値と平均値を掲載している。全体として見れば、有償ボランティアの平均活動時間の中央値は15時間(平均値35.3時間)、無償ボランティアの平均活動時間の中央値は5時間(平均値18.1時間)、有償ボランティアの平均時給の中央値は840円(平均値1,125円)となっている。3グループ間での差異はケース数が限定されるため、はっきりとした傾向は見られないが、「各種協同組合」では有償ボランティアの平均活動時間や平均時給が少ない傾向が見られる。他方、「主務官庁制下の非営利法人」では、平均時給が高い傾向も見てとれる。

表8 有償・無償ボランティア数、平均活動時間、平均時給

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
有償ボランティアが1人以上いる団体の割合	15.2%	7.0%	3.2%	9.8%
無償ボランティアが1人以上いる団体の割合	37.7%	14.9%	5.4%	23.8%
有償ボランティアが1人以上いる場合の 平均活動時間の中央値(平均値)	16.00 (40.82)	16.00 (22.69)	6.00 (10.86)	15.00 (35.26)
無償ボランティアが1人以上いる場合の 平均活動時間の中央値(平均値)	6.00 (19.25)	3.00 (9.78)	6.00 (7.30)	5.00 (18.09)
有償ボランティアが1人以上いる場合の 平均時給の中央値(平均値)	800円 (938円)	1,475円 (1,925円)	447円 (493円)	840円 (1,125円)

3. 2. 4. 雇用・労働環境

本調査問9では組織内の雇用・労働に関する諸制度について、問10では過去3年間の職員採用状況について、問11では職員公募状況について、問12、問13では過去1年間の職員研修状況について、それぞれ回答してもらっている。その結果をまとめたものが表9である。

表9 雇用・労働環境

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
就業規則がある団体の割合	71.2%	89.2%	75.8%	76.5%
給与規定がある団体の割合	70.8%	88.0%	76.7%	75.4%
労働組合がある団体の割合	3.0%	7.2%	22.3%	8.5%
退職金制度がある団体の割合	39.2%	79.7%	70.8%	56.2%
過去3年間に職員の採用をした ことがある団体の割合	52.7%	67.1%	62.1%	57.7%
過去3年間に職員の採用をした 場合の採用人数の中央値(平均値)	3.00 (7.57)	4.00 (20.06)	6.00 (22.28)	3.50 (13.47)
職員の公募をしたこと がある団体の割合	54.4%	73.1%	66.1%	61.3%
過去1年間に職員への研修 を行った団体の割合	50.1%	68.6%	64.9%	57.2%

就業規則や給与規定は全体の約4分の3程度の団体で制定されており、多くのサードセクター組織で整備されているといえる。他方、労働組合がある団体は全体の8.5%、退職金制度がある団体は56.2%にとどまり、必ずしも整備されていない。3グループ間で比較すると、「脱主務官庁制の非営利法人」において雇用・労働に関する諸制度の整備が概して遅れている傾向が見られる。これは、とくに一般社団法人や特定非営利活動法人において強く見られる傾向である。たとえば、就業規則が制定されている団体は、一般社団法人（非営利型）で61.0%、特定非営利活動法人で51.1%ほどであり、一般財団法人（非営利型、74.2%）、公益社団法人（94.9%）、公益財団法人（81.8%）、認定特定非営利活動法人（78.7%）などに比べると低い傾向が見てとれる。他方、労働組合がある団体の割合に関しては、「各種協同組合」では相対的に多い傾向も見られる。協同組合では、他のグループに比べて、構成員間の連帯の文化が強く見られることが影響しているのかもしれない。

過去3年間で職員の採用をしたことがある団体の割合は全体で57.7%である。3グループ間の比較では、「主務官庁制下の非営利法人」でやや多く、「脱主務官庁制の非営利法人」では少ない。「脱主務官庁制の非営利法人」の中では、とくに一般社団法人（非営利型、33.0%）や特定非営利活動法人（45.8%）で同割合は少ない傾向がある。

過去3年間で職員の採用をしたことがある場合の採用人数の中央値は3.5人、平均値は13.5人である。3グループ間の比較では、「脱主務官庁制の非営利法人」で採用人数が少ない傾向が見られる。詳細は割愛するが、採用人数のうち新卒者人数も回答しても

らっているが、全体の中央値は0人、平均値は4.1人である。サードセクター組織においても、一部で新卒者の採用も行われていることがうかがえる。とくに、「各種協同組合」では平均値で15人（中央値は2人）ほど採用しており、新卒者の採用が積極的に行われていることが確認される。

職員の公募をしたことがある団体の割合は、全体の61.3%である。3グループ間の比較では、「主務官庁制下の非営利法人」で多く、「脱主務官庁制の非営利法人」では少ない。「脱主務官庁制の非営利法人」の中では、とくに一般社団法人（非営利型、40.4%）、一般財団法人（非営利型、38.7%）、特定非営利活動法人（45.7%）で少ない傾向が見られる。なお、本調査問11では、公募をする際の方法・手段についても詳しく回答してもらっている。選択率が多いのは、ハローワーク（51.7%）、ホームページ（19.9%）、マイナビ、リクナビなどの求人サイト（13.9%）などである。3グループ間の比較で見れば、「各種協同組合」では、ホームページやマイナビ、リクナビなどの求人サイトを使う団体の割合がやや多い傾向が見てとれる。これは新卒者の採用をしていることと関係していると推測される。

過去1年間に職員研修を行った団体の割合は、全体の57.2%である。3グループ間の比較では、「脱主務官庁制の非営利法人」で少ない傾向が見られる。「脱主務官庁制の非営利法人」の中では、とくに一般社団法人（非営利型、24.2%）、一般財団法人（非営利型、39.3%）で少ない傾向が見られる。なお、本調査問13では、職員研修を行った場合に、どのような制度（内部研修・外部研修など）であったかも詳しく回答してもらっている。選択率が多いのは、個別の講座等の外部研修（55.7%）、内部講師による内部研修（52.1%）、外部講師による内部研修（46.0%）、教育研修機関への派遣による外部研修（33.1%）などとなっている。

総じて、以上の雇用・労働環境の指標を見る限りでは、「主務官庁制下の非営利法人」や「各種協同組合」で雇用・労働環境の整備が進んでいる状況にあるのに対し、「脱主務官庁制の非営利法人」（とりわけ、一般法人と特定非営利活動法人）では整備が十分進んでいない状況が推測される。

3. 2. 5. 人材の多様性と技能

本調査問23では、組織内の常勤職員および非常勤職員で、若年層（35歳未満）、女性、大卒者、大学院卒者がどの程度の割合いるかを回答してもらっている。その結果を示したものが表10である。

若年層は、全体の約7割の団体が30%未満の割合しかいないと回答している。相対的に若年層の割合が多いのは「各種協同組合」であり、逆に「脱主務官庁制の非営利法人」では少ない。

表 10 人材の多様性

		10%未満	10～30%未満	30～60%未満	60～90%未満	90%以上	分からない
①若年層(35歳未満)	脱主務官庁制の 非営利法人	58.2%	22.3%	11.0%	4.2%	1.5%	2.7%
	主務官庁制下の 非営利法人	41.2%	25.1%	21.6%	7.1%	0.4%	4.7%
	各種協同組合	24.6%	29.3%	33.5%	3.7%	1.0%	7.9%
	全体	46.9%	24.4%	17.7%	4.9%	1.5%	4.6%
②女性	脱主務官庁制の 非営利法人	13.7%	12.1%	28.5%	25.8%	18.2%	1.8%
	主務官庁制下の 非営利法人	11.9%	10.2%	22.4%	31.6%	21.1%	2.7%
	各種協同組合	14.6%	26.3%	40.9%	5.1%	7.6%	5.6%
	全体	13.3%	14.0%	27.8%	23.5%	18.7%	2.7%
③大卒者	脱主務官庁制の 非営利法人	12.5%	14.4%	22.4%	18.2%	22.9%	9.7%
	主務官庁制下の 非営利法人	24.5%	18.8%	24.9%	11.9%	11.6%	8.3%
	各種協同組合	17.7%	13.5%	27.1%	22.4%	6.3%	13.0%
	全体	17.7%	15.8%	23.0%	16.3%	17.0%	10.2%
④大学院卒者	脱主務官庁制の 非営利法人	60.6%	8.1%	6.1%	2.4%	1.8%	21.0%
	主務官庁制下の 非営利法人	77.7%	2.2%	0.9%	0.0%	0.0%	19.2%
	各種協同組合	83.3%	1.2%	0.0%	0.0%	0.6%	14.9%
	全体	69.3%	5.6%	3.5%	1.2%	1.3%	19.2%

女性の割合は、多い団体と中程度の団体と少ない団体が万遍なく存在している。3グループ間の比較では、「各種協同組合」で女性の割合が30%未満の団体が約4割と比較的多い傾向にある。これはすでに見た役員や有給職員に占める女性比率の場合と同じ傾向であり、「各種協同組合」は概して女性が少ない組織のようである。他方、個別法人格で見た場合には、社会医療法人・特定医療法人・2007年4月以降設立の医療法人、医療法人（2007年3月末以前設立）、社会福祉法人、学校法人で、女性の割合が60%以上の団体の割合が他の法人格に比べると多い傾向が見られる。

大卒者の割合も、多い団体と中程度の団体と少ない団体が万遍なく存在している。3グループ間の比較では、「脱主務官庁制の非営利法人」で大卒者の割合が90%以上の団体が22.9%存在しており、やや大卒者が多い傾向が見てとれる。個別法人格別に見た場合、とくに一般財団法人や認定特定非営利活動法人で大卒者の割合が90%以上の団

体が多い傾向がある。

大学院卒者の割合は、全体の 74.9%の団体が 30%未満であると回答しており、全般的に少ない傾向である。3 グループ間の比較では、「脱主務官庁制の非営利法人」で大学院卒者の割合が高い団体がやや多い傾向が見られる。

本調査問 24 では、さまざまな技能をもった常勤職員および非常勤職員がいるかどうかを回答してもらっている。表 11 はその回答結果を示したものである¹²。

表 11 さまざまな技能を持った職員

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
IT関連技術に通じた人がいる	47.4%	42.9%	50.0%	45.2%
会計、経理に明るい人がいる	70.4%	70.1%	73.9%	68.8%
法律、行政制度に明るい人がいる	47.9%	43.1%	47.2%	44.8%
人事、労務、教育訓練に明るい人がいる	49.3%	54.3%	53.5%	49.7%
ファンドレイジング(資金集め) が得意な人がいる	18.9%	12.6%	18.8%	16.2%
高い語学力を持つ人がいる	31.0%	16.7%	11.5%	22.8%

IT 関連技術に通じた人がいると回答した団体は、全体の 45.2%である。同様に、会計、経理に明るい人 68.8%、法律、行政制度に明るい人 44.8%、人事、労務、教育訓練に明るい人 49.7%、ファンドレイジングが得意な人 16.2%、高い語学力を持つ人 22.8%となっている。3 グループ間の比較で見れば、高い語学力を持つ人以外では、グループ間の差異はほとんどない。高い語学力を持つ人がいると回答した団体の割合が比較的多いのは「脱主務官庁制の非営利法人」である。

本調査問 24 の回答を個別法人格別に示したものが表 12 である。個別法人格で見ると、法人格によって、さまざまな技能をもった人がいる団体の割合はかなり異なることが見てとれる。

¹² 元の設問では、「いる」と「いるが、不足している」と「いない」の 3 択で回答してもらっているが、ここでの分析では、「いる」と「いるが、不足している」を足し合わせて「いる」として扱っている。

表 12 個別法人格で見た、さまざまな技能を持った職員

	IT関連技術 に通じた人 がいる	会計、経理 に明るい人がいる	法律、行政制度 に明るい人がいる	人事、労務、教育訓 練に明るい人がいる	ファンドレイジング (資金集め) が得意な人がいる	高い語学力 を持つ人がいる
一般社団法人（非営利型）	33.0%	62.1%	46.1%	43.7%	13.6%	19.3%
一般社団法人（非営利型以外）	26.5%	38.2%	26.5%	23.5%	11.8%	11.8%
一般財団法人（非営利型）	36.2%	63.2%	44.6%	49.1%	8.9%	30.4%
一般財団法人（非営利型以外）	46.9%	71.9%	50.0%	53.1%	18.8%	25.0%
公益社団法人	42.7%	76.0%	52.7%	54.1%	4.0%	20.0%
公益財団法人	38.9%	78.5%	52.2%	56.7%	11.2%	27.8%
社会医療法人、特定医療法人、2007 年4月以降設立の医療法人	57.7%	76.9%	42.3%	57.7%	23.1%	34.6%
医療法人（2007年3月末以前設立）	29.1%	39.3%	11.1%	23.6%	5.5%	14.5%
認定特定非営利活動法人	65.6%	79.9%	51.3%	50.3%	31.9%	49.2%
特定非営利活動法人	45.2%	59.8%	41.7%	45.2%	21.2%	23.4%
社会福祉法人	42.7%	76.0%	53.3%	56.8%	10.8%	6.8%
学校法人	45.5%	76.4%	28.3%	51.8%	11.1%	41.8%
職業訓練法人	49.5%	59.8%	37.4%	61.5%	13.3%	9.9%
更生保護法人	19.6%	72.0%	54.9%	37.3%	10.2%	8.0%
消費生活協同組合	53.8%	84.6%	41.7%	50.0%	16.7%	33.3%
農業協同組合	50.0%	72.0%	45.8%	62.5%	25.0%	4.2%
漁業協同組合	33.3%	52.2%	9.5%	14.3%	4.8%	9.5%
森林組合	14.7%	51.5%	21.9%	27.3%	6.3%	6.1%
中小企業等協同組合	40.7%	70.0%	37.9%	37.0%	15.4%	7.7%
信用金庫、信用組合、労働金庫	79.7%	91.5%	76.3%	86.4%	32.1%	16.1%
共済協同組合	50.0%	79.5%	54.1%	54.1%	16.2%	11.1%
労働組合	44.4%	64.3%	51.9%	57.1%	0.0%	14.8%
その他	22.2%	77.8%	55.6%	55.6%	0.0%	11.1%

IT 関連技術に通じた人がいると回答した団体の割合が多い法人格は、信用金庫・信用組合・労働金庫、認定特定非営利活動法人、社会医療法人・特定医療法人・2007年4月以降設立の医療法人などである。同様に、会計、経理に明るい人の場合は、信用金

庫・信用組合・労働金庫、消費生活協同組合、認定特定非営利活動法人などで、法律、行政制度に明るい人の場合は、信用金庫・信用組合・労働金庫、更生保護法人、共済協同組合などで、人事、労務、教育訓練に明るい人の場合は、信用金庫・信用組合・労働金庫、農業協同組合、職業訓練法人などで、ファンドレイジングが得意な人の場合は、信用金庫・信用組合・労働金庫、認定特定非営利活動法人、農業協同組合で、高い語学力を持つ人の場合は、認定特定非営利活動法人、学校法人、社会医療法人・特定医療法人・2007年4月以降設立の医療法人などで、それぞれ多い。

個別法人格で見れば、概して、信用金庫・信用組合・労働金庫、認定特定非営利活動法人、社会医療法人・特定医療法人・2007年4月以降設立の医療法人などでさまざまな技能を持った人たちがいると回答する団体が多く、逆に、医療法人（2007年3月末以前設立）、漁業協同組合、森林組合などでは少ない傾向が見られる。

3. 3. 組織ガバナンス

日本におけるサードセクター組織は、組織ガバナンスという観点からどのような状態にあるといえるのだろうか。ここでは、(1)情報公開の程度、(2)会議開催頻度、(3)監査体制、(4)組織の内部状況の変化、という4つの観点から検討していく。

3. 3. 1. 情報公開の程度

本調査問20では、定款、事業報告書、決算報告書について、どの程度情報公開しているのかについて回答してもらっている。その結果を示したものが、表13である。全体として見ると、定款・事業報告書・決算報告書を、関係者に公開したり、事務所に設置したりする団体の割合は、概ね6~7割である。他方、機関誌等に掲載する団体の割合は、いずれも2割以下と少ない。ホームページ等に掲載する団体の割合は、約3~4割となっている。

3グループ間の比較で見れば、「脱主務官庁制の非営利法人」で、定款・事業報告書・決算報告書を関係者へ公開する団体の割合がやや少なく、逆にホームページ等に掲載する団体の割合は多い傾向があることがわかる。「脱主務官庁制の非営利法人」のうちでは、とりわけ公益社団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人で、ホームページ等に掲載する団体の割合が顕著に多い。加えて、「主務官庁制下の非営利法人」では、定款・事業報告書・決算報告書を事務所に設置する団体の割合が少ない傾向が見てとれる。

表 13 情報公開の程度

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
定款:関係者に公開	60.4%	70.1%	66.8%	63.5%
定款:事務所内に設置	68.2%	57.3%	65.6%	62.0%
定款:機関誌等に掲載	5.7%	2.7%	2.4%	4.2%
定款:ホームページ等に掲載	49.0%	14.0%	10.9%	30.9%
事業報告書:関係者に公開	64.7%	75.6%	81.0%	69.5%
事業報告書:事務所内に設置	66.5%	50.0%	66.0%	59.3%
事業報告書:機関誌等に掲載	13.8%	11.0%	13.8%	12.7%
事業報告書:ホームページ等に掲載	49.7%	23.2%	29.1%	36.0%
決算報告書:関係者に公開	64.6%	76.8%	80.6%	69.9%
決算報告書:事務所内に設置	65.4%	48.8%	66.0%	58.2%
決算報告書:機関誌等に掲載	14.0%	12.5%	16.2%	13.4%
決算報告書:ホームページ等に掲載	51.7%	26.2%	32.8%	38.4%

3. 3. 2. 会議開催頻度

本調査問 21 では、組織での、①理事会または評議員会に相当する会議、②日常的な執行側の会議¹³（例：経営会議、事務局会議など）、がそれぞれ1年あたりでどれくらいの回数行われているかを回答してもらっている。表 14 はその結果を示したものである。

全体として見ると、理事会または評議員会に相当する会議は1年あたり平均 4.68 回、日常的な執行側の会議は1年あたり平均 15.41 回行われている。3つのグループ間での比較を見ると、いずれの会議においても、「各種協同組合」でやや開催回数が多いようである。

¹³ 問 21 では、日常的な執行側の会議を2種類答える欄があり、それぞれについて1年あたりの開催回数を回答してもらっている。ただし、2番目の欄に記入した団体は少なく、多くが欠損値となっている。したがって、ここでの分析では1番目の欄に記載があった回数のみで算出している。

表 14 1年あたりの会議開催頻度

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
理事会または評議員会に相当する 会議の1年あたりの開催回数 の平均値	4.70	3.35	7.29	4.68
日常的な執行側の会議の 1年あたりの開催回数 の平均値	13.18	14.61	23.69	15.41

3. 3. 3. 監査体制

本調査問 22 では、組織で行われる監査の体制について回答してもらっている。具体的には、内部監査、公認会計士による外部監査、税理士による外部監査、その他の外部監査などを行っているかを回答してもらっている。表 15 はその結果を示したものである。

表 15 監査体制

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
内部監査を行っている	81.5%	77.1%	94.3%	79.8%
公認会計士による外部監査 を行っている	12.5%	21.7%	23.4%	17.0%
税理士による外部監査 を行っている	23.8%	17.3%	14.3%	22.4%
その他の外部監査 を行っている	16.0%	34.4%	31.6%	21.9%
上記いずれかの外部監査 を行っている	46.3%	66.6%	60.7%	54.9%

ほぼすべてのサードセクター組織は何らかのかたちで監査を行っているようである。内部監査を行っているのは、全体の 79.8% である。他方、何らかのかたちで外部監査を行っているのは 54.9% である。3 つのグループ間での比較を見ると、外部監査を行う団体の割合は、「主務官庁制下の非営利法人」 > 「各種協同組合」 > 「脱主務官庁制の非営利法人」の順に多い。個別法人格で見ると、とくに学校法人、信用金庫・信用組合・労働金庫、更生保護法人、医療法人、共済協同組合などでは 7 割以上の団体で外部監査が行われている。逆に、その他の法人、森林組合、特定非営利活動法人では、外部監査を行っている団体の割合は 4 割を下回り、少ない傾向が見られる。

3. 3. 4. 組織の内部状況の変化

本調査問 14 では、組織の内部状況の最近数年の変化について回答してもらっている。これは、近年のアメリカを中心とした非営利組織研究において指摘されている、(契約的な) 公的資金の増大や競争の激化などの影響による「非営利組織のビジネスライク化」(仁平 2017) の進展状況を把握するために置かれた設問である。表 16 はその結果を示したものである。

表 16 組織の内部状況の変化

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
以前よりも、民間企業の経営手法を導入しつつある	19.4%	18.3%	10.5%	16.8%
以前よりも、組織の効率性が高まっている	31.1%	26.5%	34.4%	30.0%
以前よりも、組織の意思決定がトップダウンになりつつある	4.8%	4.0%	4.9%	4.8%
以前よりも、ボランティアを重視している	11.6%	3.0%	2.8%	7.2%
以前よりも、組織内の雰囲気が良くなっている	33.0%	32.6%	17.8%	30.2%
いずれも該当しない	36.6%	41.2%	45.7%	39.7%

以前よりも民間企業の経営手法を導入しつつあると回答した団体の割合は、全体の 16.8% である。同様に、以前よりも組織の効率性が高まっている 30.0%、以前よりも組織の意思決定がトップダウンになりつつある 4.8% となっている。これらから判断する限り、日本のサードセクター組織においても「非営利組織のビジネスライク化」の萌芽的な動きが一部で見られるといえよう。3 グループ間の比較では、はっきりとした傾向の差異は見られないものの、個別法人格で見ると、以前よりも民間企業の経営手法を導入しつつあると回答した団体の割合は、一般財団法人（非営利型以外、34.3%）、社会福祉法人（31.2%）、公益社団法人（26.0%）、認定特定非営利活動法人（25.4%）などでは他に比べて多くなっている。逆に、信用金庫・信用組合・労働金庫（6.3%）、中小企業等協同組合（6.5%）、医療法人（2007 年 3 月末以前設立、8.3%）などでは、以前よりも民間企業の経営手法を導入しつつあると回答した団体の割合は少ないが、これらの法人格では元々ビジネス寄りの性格が強く見られたために、ビジネスライク化が近年の変化としては認識されにくいのかもしれない。

3. 4. 活動の経緯と現況

日本におけるサードセクター組織は、どのような経緯から活動を開始し、現在どのような活動を行っているのだろうか。ここでは、(1)活動開始年と法人格取得年、(2)活動開始の経緯、(3)設立時に受けた支援、(4)事業活動分野と活動の地理的範囲、(5)活動量の内訳、(6)メディア利用状況、(7)人的・財政的に深いつながりのある団体の有無、という7つの観点から検討していく。

3. 4. 1. 活動開始年と法人格取得年

本調査問17では、組織の活動開始年と法人格取得年を西暦で回答してもらっている。図1、図2はその回答結果を示したものである。

組織の活動開始年の分布は、全体として見れば、1944年以前が7.7%、1945～1970年が22.3%、1971～1996年が32.1%、1997～2007年21.0%、2008～2017年が16.8%となっている。同様に、法人格取得年については、1944年以前が4.1%、1945～1970年が17.5%、1971～1996年が30.2%、1997～2007年24.0%、2008～2017年が24.2%となっている。

3グループ間の比較で見れば、大きな差が見られる。「脱主務官庁制の非営利法人」は活動開始年も、法人格取得年も、半数以上の団体が1997年以降である。それに対し、「主務官庁制下の非営利法人」や「各種協同組合」では、1997年以降であると回答したのは4分の1以下の割合に留まる。とくに、「各種協同組合」は1970年以前の団体の割合が多くなっている。「各種協同組合」や「主務官庁制下の非営利法人」は「老舗」の団体が多く含まれているのに対し、「脱主務官庁制の非営利法人」では比較的「若い」団体が多く含まれていることが明らかである。

さらに個別法人格ごとの活動開始年の分布の差を見たものが、図3である。「脱主務官庁制の非営利法人」の中でも「若い」団体が多くを占めているのは、認定特定非営利活動法人、特定非営利活動法人であることがわかる。他方、公益社団法人、公益財団法人では、むしろ「老舗」の団体が多くを占めていることがわかる。いうまでもなく、これは2008年の公益法人制度改革以前の旧民法上の旧社団法人・財団法人が、現行の公益法人の中に多数含まれていることを意味している。逆にいえば、2008年の制度創設以降に新たに活動を開始した団体が公益法人格を取得するケースはまだほとんどない、と解釈できる。

一般社団法人（非営利型）や一般財団法人（非営利型）では、2008年以降に活動を開始した団体が、一般社団法人は37.3%、一般財団法人は27.9%となっており、公益法人に比べると、その割合は多いといえる。しかし、逆にいえば、6～7割ほどは2008年の一般法人制度創設以前の団体であるといえ、その中には旧公益法人も一部含まれていることが推測される。なお、非営利型ではない一般法人（とくに、そのうちの一般社団法人）では、非営利型の一般法人よりも、あるいは特定非営利活動法人よりも、2008年以降に活動を開始した団体がより多く含まれている。設立が容易な一般法人制度が、

新規に活動を開始する団体に積極的に利用されるようになってきている様子が見えてくる結果となっている。



図1 活動開始年の分布

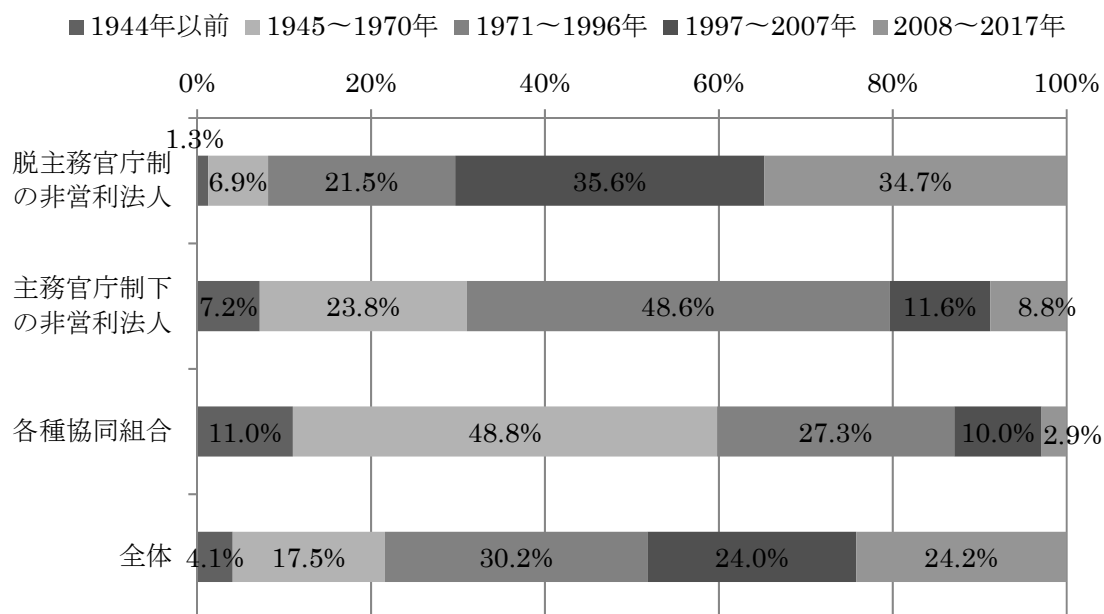


図2 法人格取得年

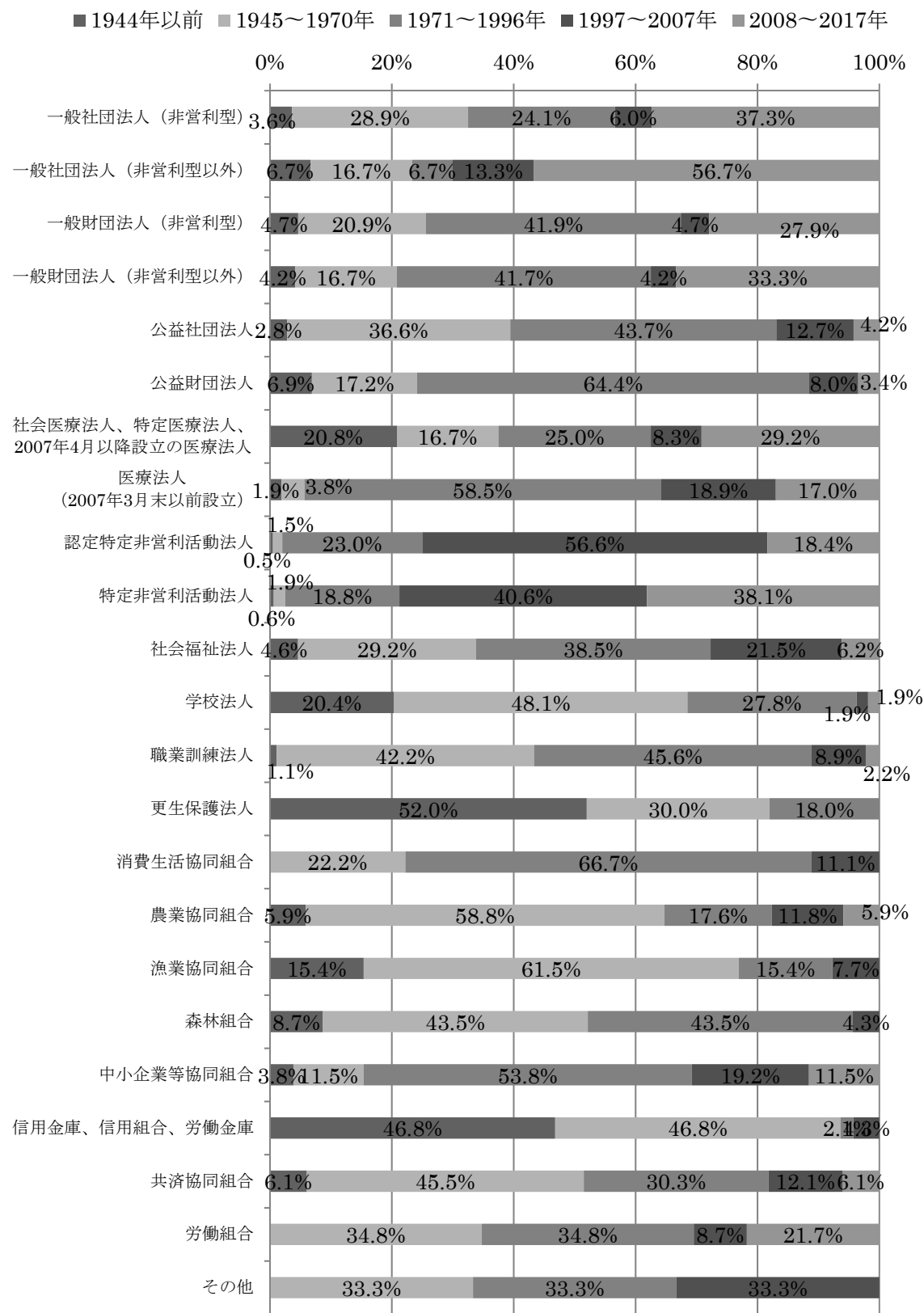


図3 個別法人格で見た活動開始年の分布

3. 4. 2. 活動開始の経緯

本調査問 18 では、組織がどのような経緯で設立されたのかについて回答してもらっている。図 4、図 5 はその回答結果を示したものである。

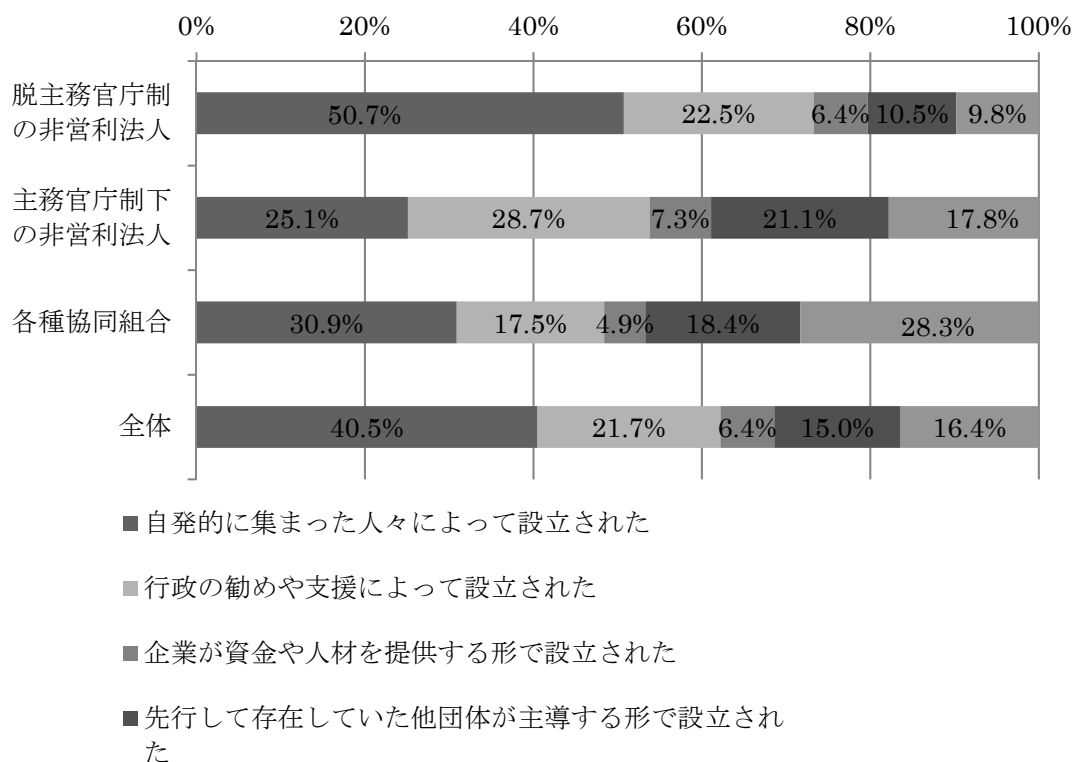
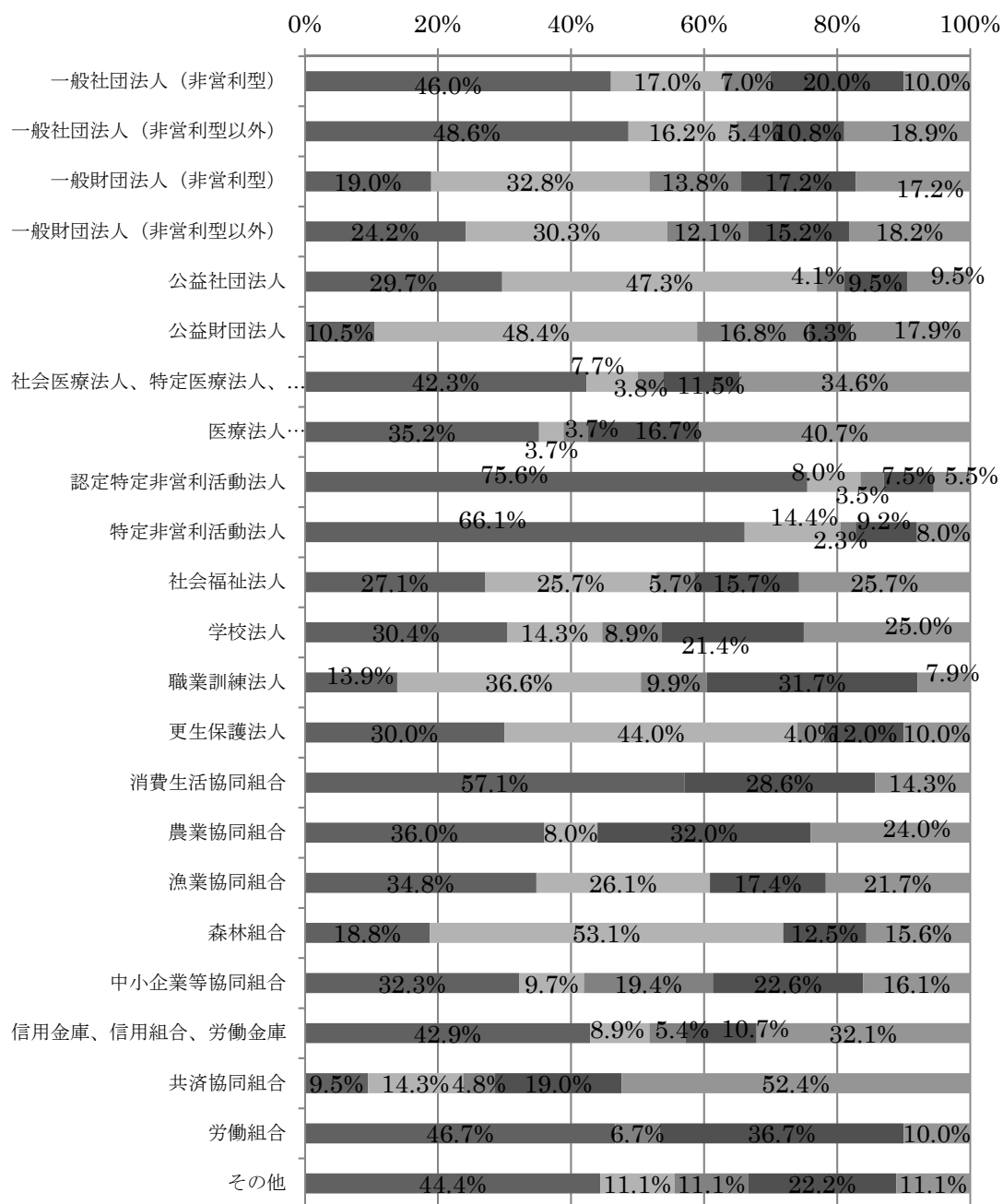


図 4 活動開始の経緯

全体として回答結果を見れば、「自発的に集まった人々によって設立された」と回答した団体の割合は 40.5%である。同様に、「行政の勧めや支援によって設立された」21.7%、「企業が資金や人材を提供する形で設立された」6.4%、「先行して存在していた他団体が主導する形で設立された」15.0%、「その他の経緯」16.4%となっている。

3 グループ間の比較を見れば、「脱主務官庁制の非営利法人」では「自発的に集まった人々によって設立された」と回答した団体が、他の 2 グループよりも明らかに多い。「脱主務官庁制の非営利法人」では設立経緯のボランティア性がより強いことが推測される。他方、「主務官庁制下の非営利法人」では、「行政の勧めや支援によって設立された」との回答がやや多い。「主務官庁制下の非営利法人」では、行政主導型で設立された団体が多いことが推測される。



- 自発的に集まった人々によって設立された
- 行政の勧めや支援によって設立された
- 企業が資金や人材を提供する形で設立された
- 先行して存在していた他団体が主導する形で設立された
- その他の経緯

図 5 個別法人格で見た活動開始の経緯

個別法人格ごとに活動開始の経緯を見たものが図 5 である。「脱主務官庁制の非営利法人」の中でも、とくに「自発的に集まった人々によって設立された」との回答が多いのは、認定特定非営利活動法人と特定非営利活動法人である。いわゆる「NPO」のボランティア性が確認できる結果である。他方、一般財団法人（非営利型）、公益社団法人、公益財団法人では、「自発的に集まった人々によって設立された」と回答した団体の割合は 3 割以下と低い。逆に、これらの法人格では「行政の勧めや支援によって設立された」との回答が多くなっている。「脱主務官庁制の非営利法人」であっても、行政主導型組織としての性格が見られる団体が一定数含まれていることは注目される事象であろう。他方、「主務官庁制下の非営利法人」の中でも、「行政の勧めや支援によって設立された」との回答がとくに多いのが、更生保護法人や職業訓練法人である。これらに比べると、社会福祉法人や学校法人では行政主導型で作られた団体はより少ないことがわかる。

3. 4. 3. 設立時に受けた支援

本調査問 19 では、組織の設立時に外部からどのような支援を受けたかについて回答してもらっている。支援の内容について、資金の提供（提供額）、人材の派遣、活動拠点の提供、物や資材の提供、設立に関する情報提供、その他など、多岐にわたって回答してもらっているが¹⁴、ここでは、以上の支援内容のうち 1 つ以上を受けた場合を「支援あり」とみなし、さまざまな支援元から何らかの支援を受けたかどうかを分析する。表 17、表 18 はその回答結果を示したものである。

支援元の主体別に「支援あり」の該当率を示すと、政府（国）からの設立時支援ありと回答したのは全体の 7.8% である。同様に、都道府県から 18.0%、市区町村から 22.6%、国・都道府県・市区町村のいずれかのレベルの行政から 33.6%、企業から 14.7%、業界団体から 11.0%、中間支援組織・コンサルティング組織から 2.5%、その他の団体から 14.2%、個人から 29.7%、などとなっている。

3 グループの比較で見ると、「主務官庁制下の非営利法人」は行政（とくに市区町村）からの支援ありと回答した団体の割合がやや多い。逆に、「各種協同組合」はやや少ない。企業からの支援ありは「脱主務官庁制の非営利法人」でやや多い。他方、業界団体からの支援ありは「主務官庁制下の非営利法人」でやや多い。

¹⁴ 支援のさまざまな内容について、市区町村からの支援の場合を例にとって、それぞれ該当率を示すと、資金の提供 13.3%、人材の派遣 4.7%、活動拠点の提供 8.6%、物や資材の提供 4.3%、設立に関する情報提供 10.3%、その他の支援 2.2%、などとなる。なお、資金の提供がある場合の提供金額の中央値は 850 万円、平均値は 4,305 万円となっている（N=157）。

表 17 設立時に受けた支援

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
政府(国)からの設立時支援あり	6.2%	14.3%	6.1%	7.8%
都道府県からの設立時支援あり	17.4%	26.8%	16.2%	18.0%
市区町村からの設立時支援あり	25.2%	30.2%	13.8%	22.6%
いずれかのレベルの行政から 設立時支援あり	36.4%	42.1%	26.7%	33.6%
企業からの設立時支援あり	17.7%	11.9%	8.5%	14.7%
業界団体からの設立時支援あり	9.8%	15.9%	10.1%	11.0%
中間支援組織・コンサルティング組織 からの設立時支援あり	3.0%	1.2%	2.0%	2.5%
その他の団体から設立時支援あり	16.3%	14.6%	10.1%	14.2%
個人からの設立時支援あり	32.9%	29.0%	18.6%	29.7%

つぎに、個別法人格ごとに回答結果を詳しく見てみると、行政からの支援ありとの回答がとりわけ多いのが公益財団法人、社会福祉法人、公益社団法人、職業訓練法人、森林組合などである。逆に、行政からの支援ありとの回答がとくに少ないのが、労働組合、医療法人（2007年3月末以前設立）、消費生活協同組合である。他方、企業からの支援ありとの回答がやや多めなのは、一般財団法人（非営利型以外）、公益財団法人、中小企業等協同組合である。さらに、個人からの支援ありとの回答が多いのは、医療法人（2007年3月末以前設立）、特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人、学校法人、社会医療法人・特定医療法人・2007年4月以降設立の医療法人、社会福祉法人などである。

表 18 個別法人格で見た、設立時に受けた支援

	いずれかのレベルの 行政から 設立時支援あり	企業から 設立時支援あり	個人から 設立時支援あり
一般社団法人（非営利型）	22.0%	17.0%	25.0%
一般社団法人（非営利型以外）	20.5%	20.5%	23.1%
一般財団法人（非営利型）	33.9%	22.6%	29.0%
一般財団法人（非営利型以外）	42.9%	28.6%	28.6%
公益社団法人	56.4%	14.1%	10.3%
公益財団法人	60.6%	27.3%	23.2%
社会医療法人、特定医療法人、2007 年4月以降設立の医療法人	14.8%	7.4%	40.7%
医療法人（2007年3月末以前設立）	5.0%	5.0%	58.3%
認定 特定非営利活動法人	27.3%	18.5%	41.0%
特定非営利活動法人	33.5%	11.7%	44.7%
社会福祉法人	57.1%	6.5%	40.3%
学校法人	18.6%	5.1%	40.7%
職業訓練法人	54.1%	20.7%	13.5%
更生保護法人	35.2%	11.1%	25.9%
消費生活協同組合	7.1%	14.3%	28.6%
農業協同組合	25.0%	0.0%	25.0%
漁業協同組合	36.0%	4.0%	8.0%
森林組合	47.4%	2.6%	23.7%
中小企業等協同組合	25.8%	25.8%	22.6%
信用金庫、信用組合、労働金庫	15.6%	10.9%	23.4%
共済協同組合	27.7%	4.3%	4.3%
労働組合	3.3%	13.3%	13.3%
その他	10.0%	30.0%	10.0%

3. 4. 4. 事業活動分野と活動の地理的範囲

本調査問 25 では、組織の主な事業活動分野についてあてはまるものを 1 つ回答してもらっている。表 19 はその回答結果を示したものである。

表 19 主な事業活動分野

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
福祉の増進	24.2%	25.8%	1.7%	19.4%
学術、科学技術、芸術文化の振興	8.5%	1.6%	0.0%	5.2%
経済活動の活性化、雇用機会の拡充	4.6%	10.9%	7.6%	6.4%
医療・保健の向上	6.4%	8.1%	4.2%	9.9%
教育・スポーツ振興、児童・青少年育成	13.6%	21.1%	0.4%	12.0%
環境保全・保護	5.7%	0.3%	2.5%	3.4%
国際交流、海外支援・協力	5.6%	0.0%	0.0%	2.9%
人権擁護、平和推進	2.1%	0.3%	0.0%	1.1%
地域活性化、地域振興	8.8%	2.8%	9.2%	7.0%
災害時救援、防災	1.3%	0.0%	0.4%	0.8%
農林水産業の振興	2.9%	0.6%	31.1%	7.0%
安心・安全な消費生活の確保	1.5%	0.3%	3.4%	1.5%
国土整備・保全	1.4%	0.0%	0.8%	1.0%
他の団体・組織の支援、市民活動の促進	3.9%	4.0%	0.8%	3.1%
構成員の利益を実現すること	2.0%	3.1%	15.1%	6.0%
その他	7.4%	21.1%	22.7%	13.3%

全体として見れば、最も多くの回答があった事業活動分野は、福祉の増進であり、19.4%の団体が回答している。それに次ぐのがその他 13.3%と教育・スポーツ振興、児童・青少年育成 12.0%である。

3 グループ間の比較で見ると、「脱主務官庁制の非営利法人」では、さまざまな事業

活動分野に回答が分散する傾向がある。これは、「脱主務官庁制の非営利法人」に含まれる各法人格の法人制度が特定の領域に限定されない一般性を有するものであることの帰結であると推測される。他方、「主務官庁制下の非営利法人」や「各種協同組合」では、特定の分野に回答が集中する傾向が見られる。これは、「主務官庁制下の非営利法人」や「各種協同組合」に含まれる法人格は、社会福祉法人、学校法人、農業協同組合などのように、中央官庁の縦割り構造に沿う形で、特定の政策領域のみに特化した法人制度が形成され、現在も継続していることの現れと解釈できる。

もっとも、「脱主務官庁制の非営利法人」でも福祉の増進を主な事業活動分野とする団体が多いことからうかがえるように、かつてのような福祉領域での社会福祉法人以外の参入規制はほぼ撤廃されつつあり、福祉事業はすべて社会福祉法人が一手に引き受けるという状況ではないことも確かである。

さらに、「各種協同組合」では構成員の利益を実現することを回答した団体が 15.1% と他の 2 つのグループに比べて多い。公益性が高い非営利法人に比べて、協同組合は「共益」団体としての性格が強いことの現れと解釈できる。

本調査問 26 では、組織の活動の地理的範囲について、あてはまるものを 1 つ回答してもらっている。図 6 はその回答結果を示したものである。

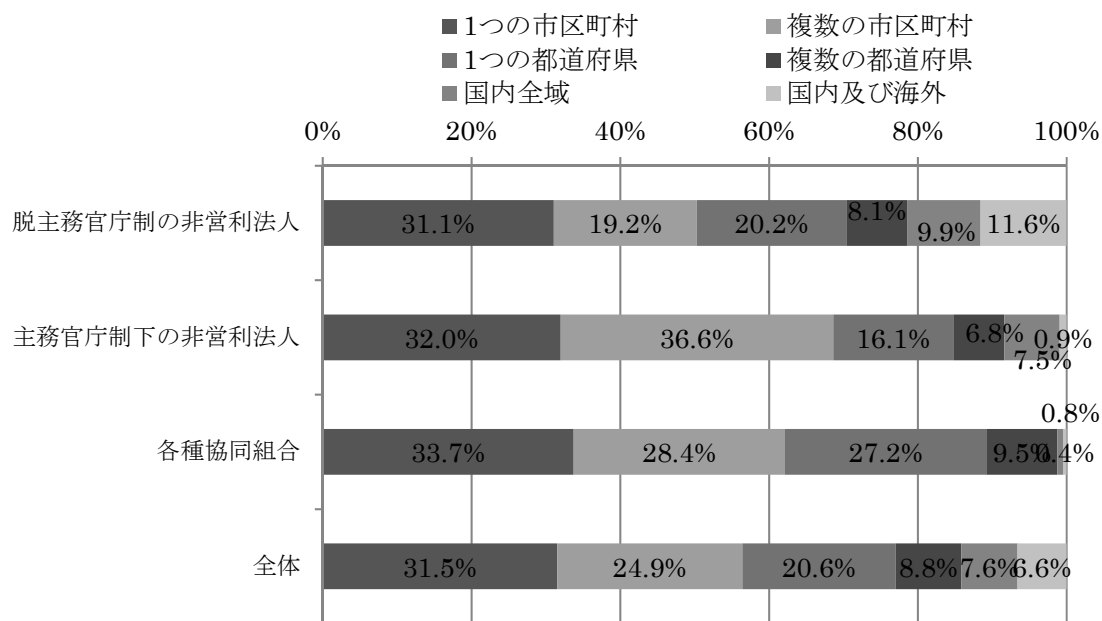


図 6 活動の地理的範囲

1つの市区町村で活動していると回答したのは、全体の 31.5% である。同様に、複数の市区町村 24.9%、1つの都道府県 20.6%、複数の都道府県 8.8%、国内全域 7.6%、国内及び海外 6.6% となっている。85.8% の団体が都道府県レベル以下のローカルレベ

ルで活動しており、国内全域や海外を活動範囲とする団体は一部に限られていることがわかる。

3 グループ間の比較で見ると、「脱主務官庁制の非営利法人」では国内及び海外を活動範囲とする団体が11.6%と、他の2グループ比べて顕著に多いことがわかる。逆に、「主務官庁制下の非営利法人」や「各種協同組合」で活動範囲に海外を含む団体はごくわずかしかいないこともわかる。さらに個別法人格で見ると、認定特定非営利活動法人（19.0%）や一般財団法人（非営利型、16.4%）では、とくに国内及び海外を活動範囲とする団体が他の法人格に比べて多いことがわかる。同様に、「主務官庁制下の非営利法人」では複数の市区町村で活動する団体の割合が、「各種協同組合」では1つの都道府県で活動する団体の割合が、それぞれ多い。

3. 4. 5. 活動量の内訳

本調査28では、組織が行うさまざまな事業や活動をどのくらいの割合で行っているのかを合計が100%となるように、数字（エフォート率）で回答してもらっている。表20は、各事業・活動についての回答（%）の平均値を示したものである。

表20 活動量の内訳（%）の平均値

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
1. 組織内部の事務・管理活動	19.3	27.1	35.6	24.1
2. 組織内部の会員に対する サービス提供事業	19.4	16.6	30.8	20.6
3. 公的資金によるサービス提供事業	17.6	25.4	4.9	16.4
4. 3以外の組織外部の人や団体を対象とした 有償のサービス提供事業	12.7	11.4	9.6	13.2
5. 3以外の組織外部の人や団体を対象とした 無償のサービス提供事業	13.2	2.7	1.3	8.0
6. 上記以外の対外的活動 (政策提言、陳情など)	1.9	0.3	1.4	1.6
7. 情報収集、調査研究活動	6.6	2.8	4.8	5.5
8. その他の活動	9.2	13.7	11.7	10.9

全体として見れば、組織内部の事務・管理活動が組織の活動量全体に占める割合の回答の平均値は24.1%である。同様に、組織内部の会員に対するサービス提供事業20.6%、公的資金によるサービス提供事業16.4%、有償のサービス提供事業13.2%、無償のサービス提供事業8.0%、政策提言や陳情など対外的活動1.6%、情報収集、調査研究活

動 5.5%、その他の活動 10.9%などとなっている。

3 グループ間の比較で見ると、「脱主務官庁制の非営利法人」では、他の 2 つのグループに比べて、無償のサービス提供事業が活動量全体に占める割合が多い。「脱主務官庁制の非営利法人」では収益事業ばかりを行うのではなく、ボランティア的・慈善的な事業が行われることが多いことの現れと解釈できる。他方、「主務官庁制下の非営利法人」では公的資金によるサービス提供事業が活動量全体に占める割合が多い。個別法人格でいえば、社会福祉法人で平均 56.8%という回答がなされており、とりわけ社会福祉法人は公的資金によるサービス提供事業に特化した法人格だといえることができる。さらに、「各種協同組合」では組織内部の会員に対するサービス提供事業が活動量全体に占める割合が多い。すでに見た事業活動分野の回答でも示されていたように、協同組合は「共益」団体としての性格が強いことの現れと解釈できる。

3. 4. 6. メディア利用状況

本調査では、問 29 でオンライン上の情報通信技術の利用の有無を、問 30 では新聞記事や TV 番組に取り上げられた経験・大まかな回数を、それぞれ回答してもらっている。これら 2 つの設問の回答結果から、サードセクター組織のメディア利用状況を概観していく。

表 21 は、オンライン上の情報通信技術の利用の有無についての回答結果を示したものである。組織独自の E メールアドレスを利用しているとは回答したのは、全体の 69.7%である。同様に、利用率は、組織独自のウェブサイト、メーリングリスト、メルマガ 45.5%、組織独自の SNS アカウント 19.7%、オンライン上の寄付収集サイト 4.7%、いずれも利用していない 20.9%となっている。約 8 割のサードセクター組織は何かのかたちでオンライン上の情報通信技術を利用しており、IT 化の波は着実にサードセクターにも打ち寄せていることがわかる。

表 21 オンライン上の情報通信技術の利用の有無

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
組織独自のEメールアドレス	78.4%	64.9%	58.7%	69.7%
組織独自のウェブサイト、 メーリングリスト、メルマガ	56.6%	33.2%	31.6%	45.5%
組織独自のFacebook, Twitter, Line などのSNSアカウント	28.8%	11.9%	6.5%	19.7%
オンライン上の寄付収集サイト	8.3%	2.4%	0.4%	4.7%
いずれも利用していない	12.7%	25.9%	31.6%	20.9%

表 22 個別法人格で見た、オンライン上の情報通信技術の利用の有無

	組織独自のEメール アドレス	組織独自のウェブ サイト、メーリングリ スト、メルマガ	組織独自の Facebook、Twitter、 LineなどのSNSアカ ウント	オンライン上の寄付 収集サイト	いずれも利用してい ない
一般社団法人（非営利型）	77.0%	47.0%	16.0%	0.0%	11.0%
一般社団法人（非営利型以外）	76.9%	51.3%	33.3%	0.0%	10.3%
一般財団法人（非営利型）	67.7%	35.5%	9.7%	1.6%	25.8%
一般財団法人（非営利型以外）	71.4%	57.1%	25.7%	0.0%	22.9%
公益社団法人	84.6%	56.4%	10.3%	1.3%	2.6%
公益財団法人	82.8%	65.7%	18.2%	3.0%	9.2%
社会医療法人、特定医療法人、2007 年4月以降設立の医療法人	63.0%	55.6%	14.8%	7.4%	18.5%
医療法人（2007年3月末以前設立）	45.0%	30.0%	8.3%	0.0%	45.0%
認定特定非営利活動法人	90.2%	78.5%	57.6%	22.9%	4.4%
特定非営利活動法人	64.2%	39.1%	23.5%	4.5%	25.1%
社会福祉法人	79.2%	37.7%	16.9%	2.6%	14.3%
学校法人	83.1%	54.2%	20.3%	5.1%	11.9%
職業訓練法人	64.9%	26.1%	9.0%	0.9%	23.4%
更生保護法人	25.9%	7.4%	0.0%	0.0%	66.7%
消費生活協同組合	92.9%	71.4%	42.9%	0.0%	0.0%
農業協同組合	53.6%	28.6%	7.1%	0.0%	32.1%
漁業協同組合	40.0%	12.0%	8.0%	4.0%	56.0%
森林組合	18.4%	2.6%	2.6%	0.0%	73.7%
中小企業等協同組合	45.2%	16.1%	12.9%	0.0%	51.6%
信用金庫、信用組合、労働金庫	79.7%	54.7%	1.6%	0.0%	4.7%
共済協同組合	74.5%	34.0%	0.0%	0.0%	17.0%
労働組合	56.7%	46.7%	3.3%	0.0%	23.3%
その他	50.0%	20.0%	10.0%	0.0%	40.0%

3 グループ間の比較を見ると、「脱主務官庁制の非営利法人」は、他の2つのグループに比べて、オンライン上の情報通信技術の利用が概して活発であることがわかる。他方、「各種協同組合」ではオンライン上の情報通信技術の利用は相対的に低調であることがわかる。

以上をさらに個別法人格ごとに詳しく見たものが、表 22 である。個別法人格では、認定特定非営利活動法人での利用率の高さがひととき目立っている。とりわけ、先端的な情報通信技術である SNS アカウントやオンライン上の寄付収集サイトの利用率が、他の法人格と比べると高い。逆に、森林組合、更生保護法人、漁業協同組合、中小企業等協同組合では、いずれも利用していないとの回答率が半数を超えている。これらの法人格に属する団体は、一般の人々と広くコミュニケーションをとる必要性があまりないことが影響しているのかもしれない。

図 7 は、新聞記事や TV 番組に取り上げられた経験・大まかな回数についての回答結果を示したものである。

新聞記事や TV 番組に取り上げられた経験が 1 度もないと回答した団体は、全体の 36.2% である。同様に、1~5 回取り上げられた 31.6%、6~10 回取り上げられた 9.7%、11~15 回取り上げられた 3.7%、16~20 回取り上げられた 1.1%、21 回以上取り上げられた 17.7% となっている。3 分の 1 強の団体は新聞記事や TV 番組に取り上げられた経験が 1 度もない一方、2 割弱の団体は頻繁に取り上げられているという「二極化」した様子が見えてくる。

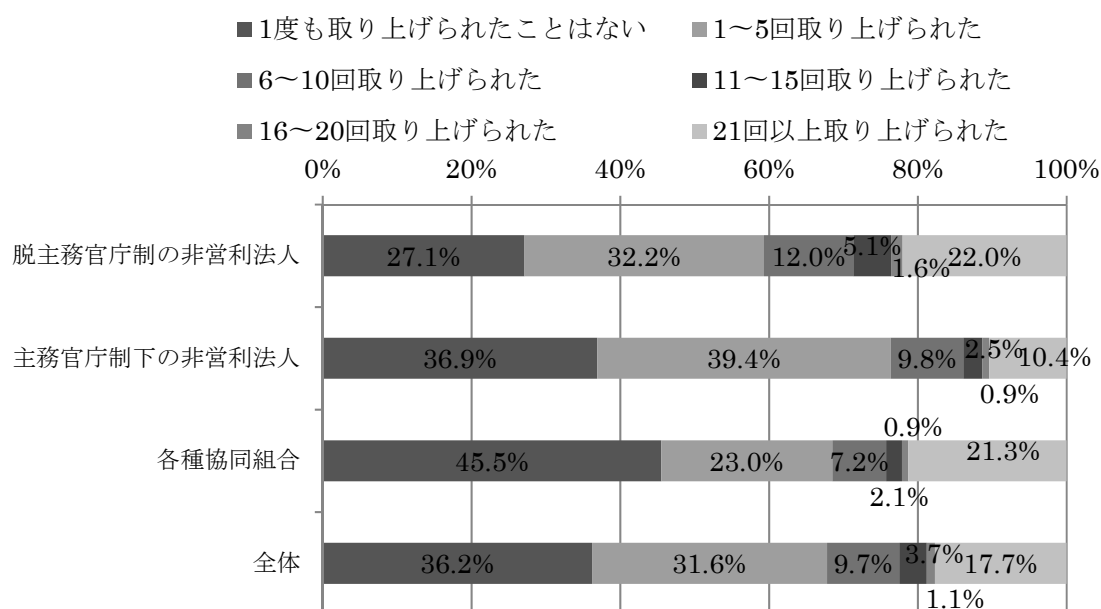


図 7 新聞記事や TV 番組に取り上げられた経験・回数

3 グループの比較で見ると、「各種協同組合」>「主務官庁制下の非営利法人」>「脱主務官庁制の非営利法人」の順で、1度も取り上げられたことのない団体の割合は多いことがわかる。「脱主務官庁制の非営利法人」は、他の2つのグループに比べると、概して新聞記事やTV番組に取り上げられる回数が多い。他方、「各種協同組合」においても、21回以上取り上げられたと回答した団体が21.3%であることからうかがえるように、取り上げられる回数が非常に多い団体も一定割合存在している。なお、詳細は割愛するが、個別法人格で見た場合に、取り上げられた回数が多いのは、認定特定非営利活動法人、信用金庫・信用組合・労働金庫、公益財団法人、公益社団法人などである。逆に、1度も取り上げられたことがない団体の割合が多いのは、森林組合、医療法人、労働組合、中小企業等協同組合、共済協同組合などである。

総じて、認定特定非営利活動法人は、メディアの利用頻度という点で、頭1つ抜けた法人格となっている。これは、認定資格を得るためのパブリック・サポート・テスト(PST)基準があるように、認定特定非営利活動法人の法人格を維持するうえで、一般の人々の広い共感と支持を集める必要性に強く迫られていることが影響しているのかもしれない。

3. 4. 7. 人的・財政的に深いつながりのある団体の有無

本調査問2では、組織と人的・財政的に深いつながりのある関連法人や団体の有無について回答してもらっている。表23はその回答結果を示したものである

組織の関連法人に一般社団法人があると回答した団体は、全体の11.2%である。同様に、一般財団法人3.2%、公益社団法人7.4%、公益財団法人6.6%、医療法人(社会医療法人・特定医療法人・2007年4月以降設立の医療法人を含む)3.8%、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人を含む)9.1%、社会福祉法人8.4%、学校法人5.8%、株式会社、有限会社などの営利法人16.6%、各種の協同組合10.7%、労働組合4.8%、政治団体、政治連盟1.3%、国15.5%、都道府県25.8%、市区町村34.1%、特殊法人、独立行政法人、認可法人、各種の公法人4.7%、宗教法人2.1%、その他の法人2.4%、法人格のない任意団体5.4%、そのような法人や団体はない28.4%となっている。大半のサードセクター組織は、自組織とは別の人的・財政的に深いつながりのある組織があることがわかる。また、2つ以上の関連組織を挙げる団体も一定数存在しており、関連組織が1つ以上あると回答した団体の平均関連組織数は2.49である。

表 23 人的・財政的に深いつながりのある関連法人・団体

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
一般社団法人と関連	13.1%	7.9%	12.2%	11.2%
一般財団法人と関連	4.1%	1.6%	2.1%	3.2%
公益社団法人と関連	9.9%	5.7%	4.2%	7.4%
公益財団法人と関連	10.7%	3.1%	1.7%	6.6%
医療法人と関連	4.1%	3.8%	0.8%	3.8%
特定非営利活動法人と関連	15.7%	5.0%	0.0%	9.1%
社会福祉法人と関連	10.3%	13.5%	0.8%	8.4%
学校法人と関連	6.8%	7.9%	2.1%	5.8%
株式会社等と関連	16.9%	12.9%	20.3%	16.6%
各種の協同組合と関連	5.6%	8.8%	32.1%	10.7%
労働組合と関連	2.4%	3.5%	3.4%	4.8%
政治団体、政治連盟と関連	0.8%	0.3%	2.5%	1.3%
国と関連	11.9%	26.1%	18.1%	15.5%
都道府県と関連	24.0%	36.5%	29.1%	25.8%
市区町村と関連	36.9%	39.9%	31.6%	34.1%
特殊法人など公法人と関連	4.4%	6.3%	5.5%	4.7%
宗教法人と関連	1.6%	6.0%	0.0%	2.1%
その他の法人と関連	2.1%	1.9%	5.1%	2.4%
法人格のない任意団体と関連	7.2%	5.0%	1.3%	5.4%
そのような法人や団体はない	28.5%	25.5%	22.8%	28.4%

行政や営利法人を関連組織としてあげる団体が一定割合いることは、サードセクターと政府セクターまたは営利セクターとの境界線は明確に引かれるものではなく、相互浸透している状況を意味している。また、「人的・財政的に深いつながり」は抽象的な表現であり、回答者の意味の取りようによっては、広範な対象が含まれる可能性があるが、行政を関連組織にあげた団体には、いわゆる「外郭団体」が一定数含まれているものと推測される。関連組織の対象として国・都道府県・市区町村といった行政を挙げる団体が最も多いことは「行政国家」としての現代国家の特徴をよく現していると解釈できるとし、「最大動員システム」(村松 1994)としての日本の行政の特徴の現れとも解釈できる。

3 グループ間の比較で見ると、公益財団法人、特定非営利活動法人を関連組織に挙げる団体の割合は「脱主務官庁制の非営利法人」で多いことがわかる。また、国や都道府県を関連組織に挙げる団体の割合は「主務官庁制下の非営利法人」が多い。「各種協同組合」は株式会社等の営利法人や各種の協同組合を関連組織に挙げる割合が、他の2グループに比べて多い。

個別法人格で見ると、基本的には同型組織を関連組織として挙げる傾向が強い(例: 特定非営利活動法人は「特定非営利活動法人」を関連組織に挙げるが多い)。

他方、株式会社等の営利法人を関連組織として挙げる団体の割合は、中小企業等協同組合(40.0%)、漁業協同組合(31.8%)、一般社団法人(非営利型以外、27.8%)、一般財団法人(26.5%)などで多くなっている。なお、認定特定非営利活動法人では同割合は22.2%(特定非営利活動法人は12.4%)であり、いわゆる「NPO」においても、営利法人との「混交」は一定割合見られることがわかる。

さらに、行政を関連組織として挙げる団体の割合は、国の場合、更生保護法人(71.2%)、共済協同組合(58.7%)、公益社団法人(33.8%)、都道府県の場合、漁業協同組合(68.2%)、職業訓練法人(64.2%)、公益社団法人(42.9%)、市区町村の場合、漁業協同組合(68.2%)、公益社団法人(61.0%)、職業訓練法人(58.7%)などで多くなっている。

なお、「NPO」の行政との「混交」も一定割合進んでいることが観察される。具体的には、特定非営利活動法人で関連組織として国を挙げた団体の割合は7.7%(認定特定非営利活動法人は11.8%)、都道府県で16.0%(認定特定非営利活動法人は27.1%)、市区町村で37.3%(認定特定非営利活動法人は32.5%)となっている。無論、「人的・財政的に深いつながり」の意味をどのように回答団体がとらえたかにもよるが、「NPO」セクターが行政から完全に切り離されたかたちで独立・孤絶して存在しているわけではないことが推測される。

3. 5. 組織の財務状況

サードセクター組織の財務状況はどのような状況にあるのだろうか。ここでは、(1)経

常的な支出状況、(2)経常的な収入状況、(3)時系列で見た財務状況の変化、という3つの観点から検討していく。

3. 5. 1. 経常的な支出状況

本調査問31では、組織の経常的な支出総額とその内訳（移転的支出¹⁵、直接人件費、直接物件費、間接費）について、直近の決算（平成27年【2015年度】または平成28年【2016年度】）の実績（単位：万円）を回答してもらっている。表24はその回答結果の単純集計をまとめたものである。

表24 経常的な支出状況

		移転的支出	直接人件費	直接物件費	間接費	支出総額
度数	有効数	1,244	1,252	1,243	1,237	1,249
	欠損値	236	228	237	243	231
	平均値	7,152	15,803	14,937	3,897	42,895
	中央値	0	1,496	1,017	248	3,838
	最小値	0	0	0	0	0
	最大値	2,943,690	1,863,318	1,388,587	502,400	3,459,652
パーセンタイル	25	0	194	150	23	775
	50	0	1,496	1,017	248	3,838
	75	91	6,236	4,928	1,206	15,123

*数値の単位は万円。

全体として見ると、1年間の移転的支出の中央値は0万円、直接人件費1,496万円、直接物件費1,017万円、間接費248万円、支出総額3,838万円となっている。支出総額の中央値を3グループ間で比較すると、「脱主務官庁制の非営利法人」2,522万円、「主務官庁制下の非営利法人」4,661万円、「各種協同組合」16,960万円となっている。「各種協同組合」>「主務官庁制下の非営利法人」>「脱主務官庁制の非営利法人」の順に支出規模が大きいことがわかる。

つぎに、支出総額に占める直接人件費の割合の平均値を法人格ごとに求めた。図8はその結果を示したものである。全体で見ると、支出総額に占める直接人件費の割合の平均値は39.7%である。3グループ間の比較で見ると、「主務官庁制下の非営利法人」ではとくに人件費比率が高いことがわかる。

¹⁵ 本調査では移転的支出を「上下部団体に対する負担金・会費、保険等の給付金、寄付金・贈与金、補助金、損害保険料など」と定義し、その定義の下で回答してもらっている。

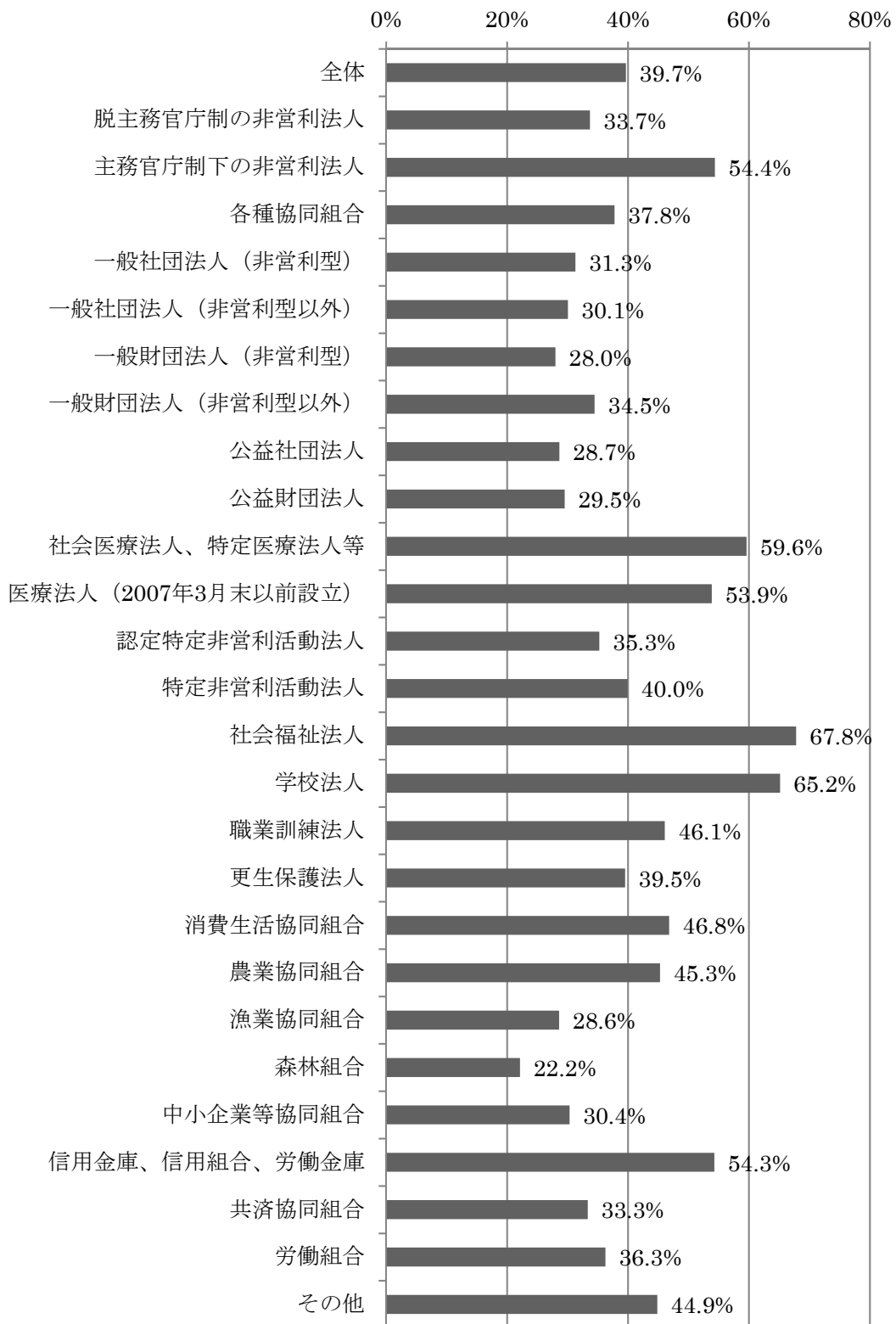


図 8 法人格ごとに見た、支出総額に占める直接人件費の割合の平均値

個別法人格で見ると、人件費比率がとくに高いのは、社会福祉法人、学校法人であることがわかる。逆に、森林組合、一般財団法人（非営利型）、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人などでは、人件費比率が3割を割り込んでおり、低い状態にある。

3. 5. 2. 経常的な収入状況

本調査問 32 では、組織の経常的な収入総額とその内訳について、直近の決算（平成 27 年【2015 年度】または平成 28 年【2016 年度】）の実績（単位：万円）を回答してもらっている。表 25 は、1 円以上の回答があった収入額についての単純集計を示したものである。

総収入が 1 円以上あった団体は全体の 94.0%であり、その平均値は 5 億 5,605 万円、中央値は 3,944 万円である¹⁶。総収入とは別に前年からの繰越金も回答してもらっているが、マイナスの繰り越しを除き、1 円以上の繰越金がある団体の繰越金の平均値は 8 億 2,759 万円、中央値 1,002 万円となっている。

収入の内訳で見ると、1 円以上の収入があった団体の割合が多いのは、「稼いだ収入：個々の市民からの料金・対価等」（46.2%）、「もらった収入：個々の市民からの会費」（44.2%）、「もらった収入：個々の市民からの寄付」（31.2%）などである。ただし、これらの内訳では収入額は決して多くはなく、中央値で見ると、「稼いだ収入：個々の市民からの料金・対価等」742 万円、「もらった収入：個々の市民からの会費」73 万円、「もらった収入：個々の市民からの寄付」77 万円などに留まる。逆に、行政からもらった収入や稼いだ収入は、当該収入がある団体の割合は少ないものの、収入がある場合は一定のまとまった金額を得ているようである。たとえば、当該収入で 1 円以上の収入がある団体の割合と中央値を示すと、「もらった収入：国からの補助金・助成金等」（15.1%、609 万円）、「稼いだ収入：市区町村からのバウチャー制度」（7.8%、3,746 万円）などである。概して、国・都道府県・市区町村を問わず、バウチャー制度からの収入が額としては大きいようである。加えて、もらった収入よりも稼いだ収入の方が収入額は概して大きい傾向も見られる。

図 9 は、法人格ごとの総収入額の中央値、および総収入に占める行政からの収入比率を示している。総収入額は法人格によって大きく異なる。3 グループ間の比較で見ると、「脱主務官庁制の非営利法人」の総収入額の中央値 2,562 万円、「主務官庁制下の非営利法人」4,902 万円、「各種協同組合」1 億 9,543 万円となっている。個別法人格別に見

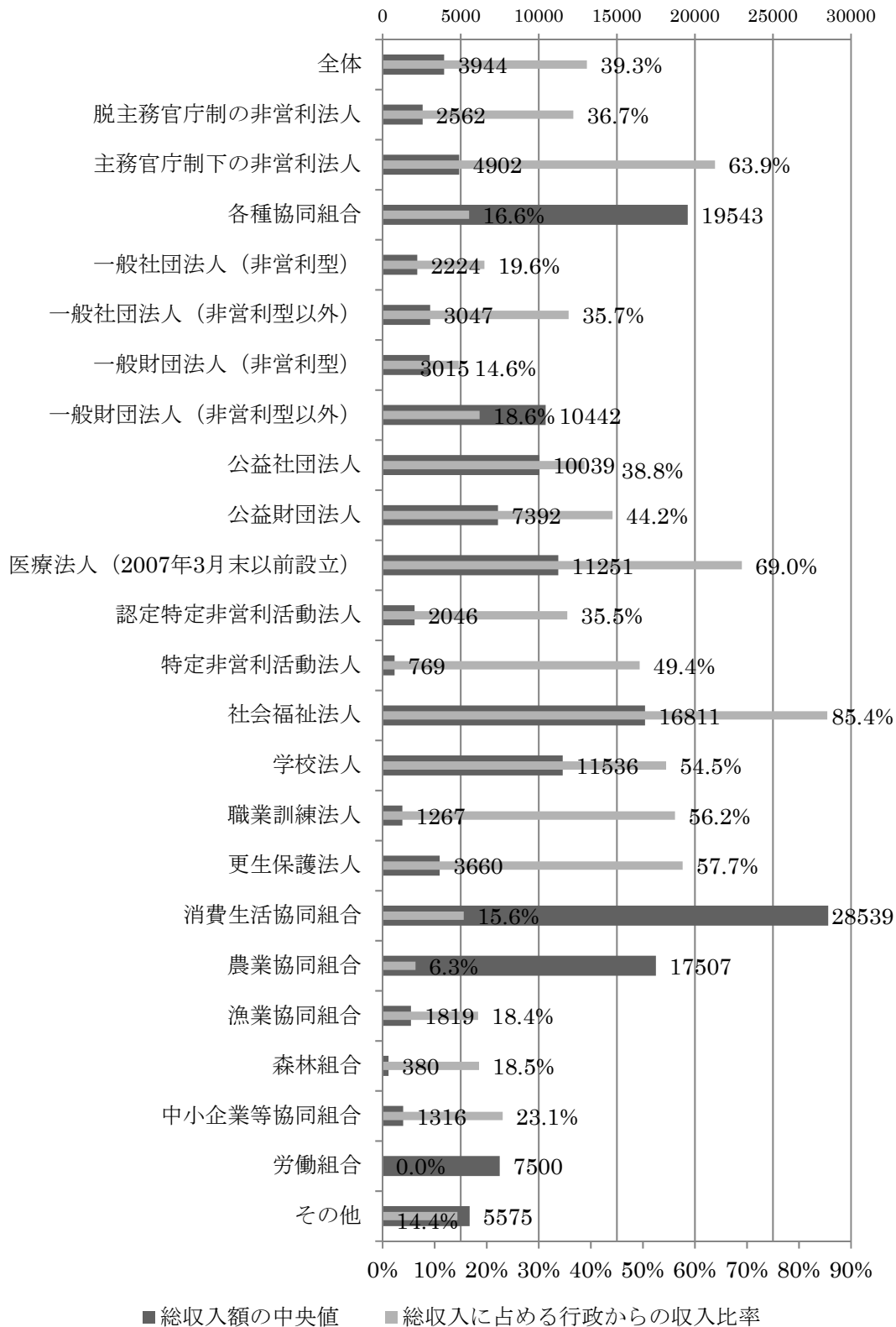
¹⁶ 本調査と母集団情報が違うものの、経済センサス-活動調査を用いた第 3 回サードセクター調査での同様の値を示すと、総収入が 1 円以上あった団体は全体の 80.8%、その平均値は 2 億 3,001 万円、中央値 4,281 万円である。第 3 回調査の方が自治会・町内会や任意団体なども含み調査対象は広い分、総収入が 0 円の団体が多く含まれていることがわかる。他方、1 円以上の収入がある団体については、第 3 回調査の方が本調査よりも中央値が 300 万円以上高い。ここから、「国税庁法人番号公表サイト」を用いた本調査の方が、1 円以上の収入がある経営・財務基盤が比較的脆弱な零細法人を広く捕捉することに成功している可能性が示唆される。

ると、額が群を抜いて大きいため図からは除外しているが、信用金庫・信用組合・労働金庫 14 億 3,937 万円、社会医療法人・特定医療法人・2007 年 4 月以降設立の医療法人で 9 億 8429 万円、共済協同組合 4 億 5,563 万円などで総収入額が大きい。逆に、総収入額が小さいのは、森林組合、特定非営利活動法人、職業訓練法人、中小企業等協同組合などである。

表 25 経常的な収入総額とその内訳

		総収入	もらった収入： 個々の市民から 会費	もらった収入： 個々の市民から 寄付	もらった収入： 個々の市民から その他	もらった収入： 国から補助金・ 助成金等	もらった収入： 都道府県から補 助金・助成金等	もらった収入： 市区町村から補 助金・助成金等	もらった収入： サードセクター から寄付
度数	有効数	1,242	1,238	1,227	1,209	1,208	1,218	1,224	1,205
	欠損値	238	242	253	271	272	262	256	275
	当該収入が1円以上であると 答えた団体の割合	94.0%	44.2%	31.2%	13.2%	15.1%	21.3%	28.8%	7.8%
	当該収入あり団体の平均値	55,605	5,733	429	1,981	11,355	2,898	8,184	733
	当該収入あり団体の中央値	3,944	73	77	36	609	272	295	54
	当該収入あり団体の最小値	1	1	0.3	1	1	2	1	1
	当該収入あり団体の最大値	8,599,204	1,168,500	21,739	135,973	770,886	200,000	1,148,485	22,500
当該収入あり団 体のパーセンタ イル	25	900	17	23	10	100	100	60	12
	50	3,944	73	77	36	609	272	295	54
	75	15,076	332	217	168	2,353	1,167	1,263	182
		もらった収入： サードセクター から会費	もらった収入： サードセクター から助成金等	もらった収入： 企業から 寄付	もらった収入： 企業から 会費	もらった収入： 企業から 助成金等	稼いだ収入： 個々の市民から 料金・対価等	稼いだ収入： 国から事業委託	稼いだ収入： 国から指定管理 者制度
度数	有効数	1,206	1,211	1,207	1,206	1,205	1,211	1,195	1,194
	欠損値	274	269	273	274	275	269	285	286
	当該収入が1円以上であると 答えた団体の割合	7.7%	18.3%	10.2%	14.0%	8.5%	46.2%	8.0%	0.3%
	当該収入あり団体の平均値	2,463	1,449	864	1,718	504	26,548	9,767	43,262
	当該収入あり団体の中央値	72	100	88	195	140	742	1,131	5,700
	当該収入あり団体の最小値	1	1	1	1	4	1	2	7
	当該収入あり団体の最大値	153,320	75,233	19,029	45,926	14,600	2,626,674	392,756	161,641
当該収入あり団 体のパーセンタ イル	25	29	35	24	44	46	100	148	855
	50	72	100	88	195	140	742	1,131	5,700
	75	355	371	480	1,021	337	4,520	4,284	123,231
		稼いだ収入： 国からパウ チャーター制度	稼いだ収入： 国からその他	稼いだ収入： 都道府県から事 業委託	稼いだ収入： 都道府県から指 定管理者制度	稼いだ収入： 都道府県からパ ウチャーター制度	稼いだ収入： 都道府県から その他	稼いだ収入： 市区町村から事 業委託	稼いだ収入： 市区町村から指 定管理者制度
度数	有効数	1,197	1,195	1,200	1,194	1,194	1,192	1,199	1,195
	欠損値	283	285	280	286	286	288	281	285
	当該収入が1円以上であると 答えた団体の割合	6.7%	1.8%	11.4%	1.7%	4.4%	2.9%	16.7%	6.8%
	当該収入あり団体の平均値	25,916	4,464	3,031	12,140	63,027	2,871	5,990	12,577
	当該収入あり団体の中央値	8,639	283	686	1,350	3,500	133	981	1,685
	当該収入あり団体の最小値	725	9	5	41	44	1	3	9
	当該収入あり団体の最大値	284,757	31,205	77,203	162,085	2,645,313	53,401	188,861	457,579
当該収入あり団 体のパーセンタ イル	25	4,200	88	164	740	993	35	196	500
	50	8,639	283	686	1,350	3,500	133	981	1,685
	75	21,644	2,933	2,657	5,732	11,568	1,255	4,332	5,683
		稼いだ収入： 市区町村からパ ウチャーター制度	稼いだ収入： 市区町村から その他	稼いだ収入： サードセクター から委託料	稼いだ収入： サードセクター からその他売上	稼いだ収入： 企業から 委託料	稼いだ収入： 企業から その他売上	前年からの 繰越金	
度数	有効数	1,199	1,196	1,201	1,198	1,194	1,198	1,020	
	欠損値	281	284	279	282	286	282	460	
	当該収入が1円以上であると 答えた団体の割合	7.8%	5.3%	9.8%	9.8%	9.3%	21.5%	82.4%	
	当該収入あり団体の平均値	37,379	8,267	1,323	6,197	11,549	44,479	82,759	
	当該収入あり団体の中央値	3,746	266	246	156	452	300	1,002	
	当該収入あり団体の最小値	4	2	1	2	2	1	1	
	当該収入あり団体の最大値	1,011,231	301,591	45,482	139,213	852,566	5,670,939	21,536,600	
当該収入あり団 体のパーセンタ イル	25	1,018	51	61	52	150	63	172	
	50	3,746	266	246	156	452	300	1,002	
	75	16,051	3,065	704	1,494	2,958	1,878	6,966	

* 数値の単位は万円。



* 総収入額が大きい一部の法人格は図から除外している

図9 法人格別の総収入額 (万円) の中央値、総収入に占める行政からの収入比率

総収入に占める行政からの収入比率は、全体で見ると 39.3%である。3 グループ間での比較を見ると、「脱主務官庁制の非営利法人」 36.7%、「主務官庁制下の非営利法人」 63.9%、「各種協同組合」 16.6%である。「主務官庁制下の非営利法人」では、行政からの収入が圧倒的に多く、それが総収入額の多さにつながっているといえる。逆に、「脱主務官庁制の非営利法人」は概して行政からの収入が少ないが、その分、総収入額も小さくなっている。他方、「各種協同組合」は行政からの収入は少ないが、総収入額は 3 グループの中では群を抜いて大きい。非営利法人は概して行政との距離感で財政規模が規定されてしまっているが、協同組合は行政からの収入に依存せず、その他の収入源からの収入で財政規模が決まる。このような対照的な結果がうかがえる。

収入内訳の全体像を 3 グループ間で示すと、表 26、表 27、表 28 となる¹⁷。「脱主務官庁制の非営利法人」は稼いだ収入に力点を置きつつ、相対的にバランスよく分散させつつ収入源を確保しているが、「主務官庁制下の非営利法人」は政府行政セクターへの依存度、とくに事業委託やバウチャー制度からの稼いだ収入への依存度が高い。他方、「各種協同組合」は個々の市民や企業セクターからの稼いだ収入が中心であり、営利企業の収入構造と似たような構成となっている。

表 26 「脱主務官庁制の非営利法人」の収入内訳 (%)

	稼いだ収入	もらった収入	合計
個々の市民	41.2	2.6	43.8
政府行政セクター	34.0	6.4	40.3
企業セクター	7.1	3.3	10.3
サードセクター	1.7	3.8	5.5
合計	83.9	16.1	100.0

表 27 「主務官庁制下の非営利法人」の収入内訳 (%)

	稼いだ収入	もらった収入	合計
個々の市民	9.0	3.3	12.3
政府行政セクター	76.9	8.7	85.6
企業セクター	0.8	0.2	0.9
サードセクター	1.0	0.2	1.2
合計	87.6	12.4	100.0

¹⁷ 表 26～28 での集計では、「脱主務官庁制の非営利法人」に一般法人の非営利型以外のものを含めている。同様に、「主務官庁制下の非営利法人」に医療法人（2007 年 3 月末以前設立）を含めている。他方、「各種協同組合」に共済協同組合を含めていない。

表 28 「各種協同組合」の収入内訳 (%)

	稼いだ収入	もらった収入	合計
個々の市民	39.9	0.0	39.9
政府行政セクター	2.7	0.2	2.9
企業セクター	55.0	0.0	55.0
サードセクター	2.1	0.0	2.2
合計	99.7	0.3	100.0

表 29 アメリカの非営利組織の収入内訳 (%)

	稼いだ収入	もらった収入	その他	合計
個々の市民	47.5	13.3		60.8
政府行政セクター	24.5	8.0		32.5
その他			6.7	6.7
合計	72.0	21.3	6.7	100.0

出所：後 (2017a : 272)。

表 30 イギリスの非営利組織の収入内訳 (%)

	稼いだ収入	もらった収入	(投資利益)	合計
個々の市民	21.7(12.8)	22.7		44.4
政府行政セクター	28.3(28.1)	6.5		34.8
宝くじの配分金		1.3		1.3
企業セクター	2.3 (1.3)	2.4		4.7
ボランティア・セクター	2.0 (1.7)	6.1		8.1
投資			6.9	6.9
合計	54.3 (43.9)	39.0	6.9	100.2

*カッコ内は稼いだ収入のうちのチャリティ目的のもの割合、内数。

出所：後・藤岡 (2016 : 93)。

アメリカやイギリスの非営利組織の収入内訳は表 29、表 30 のようになっている。これらと比較する限り、「脱主務官庁制の非営利法人」はアメリカやイギリスの状況に近づいてきていることがわかる。とくに、公的資金の割合自体は、数%の違いになっている

る。イギリスの非営利組織は個々の市民からもらった収入が多く、アメリカの非営利組織は個々の市民から稼いだ収入が多いので、それが政府行政セクターから稼いだ収入の割合を、日本の「脱主務官庁制の非営利法人」に比べて、さらに数%低くしている。他方、政府行政セクターからもらった収入の割合は、英米の組織の方が日本よりもやや多いくらいである¹⁸。

概して、日本の非営利法人とアメリカやイギリスの非営利組織との違いは、個々の市民からもらった収入の割合の大きさにある。日本では、「脱主務官庁制の非営利法人」も「主務官庁制下の非営利法人」も、個々の市民からのもらった収入、すなわち寄付や会費等が、英米に比べて少ない、という特徴が見られる。

非営利法人全体の個々の市民からもらった収入（寄付・会費等）の割合の変化を、過去3回のサードセクター調査での結果と比較しつつ、確認してみよう。総収入に占める個々の市民からもらった収入の割合は、第1回調査（2010年）7.4%、第2回調査（2012年）3.9%、第3回調査（2014年）3.0%、今回の第4回調査（2017年）3.0%となっている。2011年に寄付税制の抜本的な改正が行われ、最大半額までの税額控除制度が導入されたことにより、公益社団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人については寄付額が増加していることが確認されてはいる（後2015：15-16）。しかし、非営利法人全体として見た場合、総収入に占める寄付・会費等の収入の割合が低い状況はまったく改善されていないといえる。加えて、「主務官庁制下の非営利法人」の方が「脱主務官庁制の非営利法人」よりも、総収入に占める個々の市民からもらった収入の割合が大きいことにも留意すべきであろう。今後の寄付市場の成長は、「脱主務官庁制の非営利法人」にとってはもちろん、日本のサードセクター組織全体にとっても望まれる動きといえるのかもしれない。

3. 5. 3. 時系列で見た財務状況の変化

本調査問34では、組織にさまざまな出来事の経験の有無および経験がある場合には経験した年（西暦）を回答してもらっている。出来事の中には、「年間総収入が500万円を超えた」、「年間総収入が2000万円を超えた」、「年間総収入が1億円を超えた」があり、それぞれ一部の団体からではあるが回答が得られている。それらの回答と団体の活動開始年の差を見ることによって、「団体活動開始後、何年で一定規模の財政になったのか」を把握することができる。その結果を示したものが、表31である。

単純集計値を見てみると、活動開始年から年間総収入が500万円を超える状態になるまでにかかった年数の平均値は11.4年、中央値で2年である。同様に、2,000万円

¹⁸ 表30のイギリスの結果には投資収益による収入が計上されているが、本調査では投資などによる運用益や利子収入などはとくに尋ねていない。しかし、イギリスのサードセクター組織と同様に、そのような収入を得るサードセクター組織は日本にも一定数存在していることは確かである。運用益や利子収入がどの程度あるかについては、次回調査以降の分析課題としたい。

を超える状態になるまでにかかった年数の平均値は 12.8 年、中央値で 4 年、1 億円を超える状態になるまでにかかった年数の平均値は 16.4 年、中央値で 9 年である。

詳細は割愛するが、3 グループ間での比較で見ると、「主務官庁制下の非営利法人」ではそれぞれの財政規模に到達するまでにかかった年数が比較的長いことがわかる。他方、「脱主務官庁制の非営利法人」は比較的短い。たとえば、1 億円を超える状態になるまでにかかった年数の平均値は「脱主務官庁制の非営利法人」で 13 年、「主務官庁制下の非営利法人」で 23 年である。

表 31 団体活動開始後、何年で一定規模の財政になったのか

度数	有効数	活動開始から年間 総収入額が500万円 を超えるのにかかっ た年数	活動開始から年間 総収入額が2,000万 円を超えるのにか かった年数	活動開始から年間 総収入額が1億円を 超えるのにかかっ た年数
		欠損値	410	334
平均値		11.4	12.8	16.4
中央値		2.0	4.0	9.0
最小値		0.0	0.0	0.0
最大値		92.0	108.0	125.0
パーセンタイル	25	0.0	1.0	2.0
	50	2.0	4.0	9.0
	75	14.0	15.0	22.3

3. 6. 政治・行政との関係性

日本のサードセクター組織は政治・行政といかなる関係性を構築しているのか¹⁹。ここでは、(1)政治・行政との日常的な関わり、(2)アドボカシー活動の実態、(3)回答者の信頼感と政策選好、という3つの観点から検討していく。

3. 6. 1. 政治・行政との日常的な関わり

本調査問 35 では、日常的に関わりのある行政機関の有無について、問 36 では審議会や諮問機関へ自組織の者を委員として派遣しているかについて、問 37 では政治・行政アクターから政策についての相談を受ける頻度について、問 38 では組織が事業活動を展開していくうえで、障害となる法的規制の有無について、問 39 では法人格取得、

¹⁹ 第3回サードセクター調査の結果を用いて、サードセクター組織と政治・行政の関係を分析したものとして、坂本（2015, 2017）を参照。

行政への報告、行政の指導・監督などの負担の認識について、それぞれ回答してもらっている。表 32 はそれらの回答結果を示したものである。

表 32 政治・行政との日常的な関わり

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
中央省庁と日常的な関わりがある	18.0%	24.4%	34.4%	21.9%
都道府県庁と日常的な関わりがある	40.4%	57.9%	43.7%	43.0%
市区町村役場と日常的な関わりがある	54.8%	56.7%	38.5%	51.1%
審議会・諮問機関に委員 を派遣したことがある	18.3%	12.7%	10.4%	15.0%
与党の国会議員から年1回 程度以上政策の相談を受ける	4.6%	6.4%	4.7%	5.1%
野党の国会議員から年1回 程度以上政策の相談を受ける	4.7%	3.1%	4.2%	5.0%
首相官邸から年1回 程度以上政策の相談を受ける	0.6%	0.0%	0.5%	0.4%
中央省から年1回 程度以上政策の相談を受ける	8.8%	5.4%	11.8%	7.9%
地方議員から年1回 程度以上政策の相談を受ける	17.3%	16.3%	13.6%	16.4%
都道府県から年1回 程度以上政策の相談を受ける	26.5%	31.7%	28.5%	26.5%
市区町村から年1回 程度以上政策の相談を受ける	42.3%	42.4%	35.9%	39.1%
障害となっている法的規制がある	16.9%	13.7%	8.8%	14.1%
法人格の取得が大変だった	52.7%	34.0%	19.1%	41.7%
法人の活動や決算に関する 行政への報告の負担が重い	35.9%	27.9%	18.2%	29.8%
法人の運営に関する行政 からの指導・監督が厳しい	13.2%	19.9%	16.7%	15.0%

全般的に、政治アクターよりは行政アクターの方が関わりは深いことがわかる。また、行政の中では、市区町村＞都道府県＞中央省庁の順で、関わりが深いこともわかる。加えて、行政による規制や監督・指導などについて、活動の障害になっている、あるいは負担になっていると考える組織が一部には見られることもわかる。たとえば、障害となっている法的規制がある 14.1%、法人格の取得が大変だった 41.7%、法人の活動や決算に関する行政への報告の負担が重い 29.8%、法人の運営に関する行政からの指導・監督が厳しい 15.0%などの回答が見られる。

3 グループ間の比較で見ると、中央省庁との関わりは「各種協同組合」で比較的多く、都道府県との関わりは「主務官庁制下の非営利法人」で比較的多く、市区町村との関わりは「脱主務官庁制の非営利法人」と「主務官庁制下の非営利法人」で比較的多い、という傾向が見られる。また、審議会・諮問機関への委員の派遣は「脱主務官庁制の非営利法人」でやや多い。さらに、行政による規制や指導・監督などを問題視する声は、「脱主務官庁制の非営利法人」でやや強い。概して「脱主務官庁制の非営利法人」の方が、「主務官庁制下の非営利法人」に比べると、行政による規制・指導・監督などの関与は緩い法人制度になっているにもかかわらず、この結果となったことはやや意外ではあるが、「望ましい行政関与」への考え方や期待水準がそもそも両方で異なっているのかもしれない。ただし、法人の運営に関する行政からの指導・監督が厳しいという声がやや多いのは「主務官庁制下の非営利法人」の方である。

詳細は割愛するが、個別法人格で見た場合でも、政治・行政との日常的な関わり程度の大きな差異がある。

たとえば、中央省庁との日常的な関わりがある団体の割合は、更生保護法人、信用金庫・信用組合・労働金庫などでは7割以上ときわめて多い。同様に都道府県庁との日常的な関わりがある団体の割合は、消費生活協同組合、職業訓練法人、漁業協同組合できわめて多い。また、「脱主務官庁制の非営利法人」の中でも、公益社団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人でとくに多い。これは、いうまでもなく公益認定の所轄庁が都道府県であることを反映している。市区町村との日常的な関わりは、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、公益社団法人などでとくに多い。審議会・諮問機関へ委員を派遣したことがある団体の割合は、認定特定非営利活動法人で3割以上ととくに多い。

国会議員や地方議員などの政治アクターとの関係性が比較的強く見られるのは、労働組合、農業協同組合、学校法人、漁業協同組合、社会福祉法人、認定特定非営利活動法人などである。

法人格の取得、行政への報告、行政からの指導・監督などの負担の大きさを問題視する声は、公益社団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、社会福祉法人などで比較的強く見られる。特定非営利活動促進法制定や公益法人制度改革を経て、以前に比べると行政によるサードセクター組織への規制・指導・監督は弱まりつつあることは確かであるが、依然として、行政の関与を負担に感じる法人も一部では存在しており、より柔軟で簡素な規制・指導・監督枠組みへの再編が求められているといえよう。

3. 6. 2. アドボカシー活動の実態

本調査問40では行政への直接的な働きかけの頻度について、また問41では特定の政策や方針を<実施>または<修正・阻止>させることに成功した経験について、それぞれ回答してもらっている。表33はその回答結果を示したものである。

行政への直接的な働きかけ（「ある程度（5点尺度で3点以上）」以上の頻度があるものを「働きかけあり」とみなした）は、対象機関としては市区町村＞都道府県＞中央省庁の順で、役職としては課長クラス＞幹部の順で、多い。しかし、市区町村の課長クラスへの働きかけを除けば、概して行政への直接的な働きかけは低調であるといえる。

特定の政策や方針を＜実施＞または＜修正・阻止＞させることに成功した経験について、市区町村＞都道府県＞国の順で、成功経験ありと回答した団体の割合が多くなるが、最も多い市区町村でも12～13%ほどの回答にとどまり、概して低調といえる。

3グループ間の比較で見た場合でも、大きな差異は観察されない。強いていえば、市区町村の課長クラスへの直接的働きかけが「各種協同組合」ではやや少ない傾向がある。

表 33 行政への直接的な働きかけ、政策・方針への影響力行使成功経験

	脱主務官庁制の 非営利法人	主務官庁制下の 非営利法人	各種協同組合	全体
大臣など中央省庁の幹部への 「ある程度」以上の働きかけあり	0.9%	0.7%	1.9%	1.0%
中央省庁の課長クラスへの 「ある程度」以上の働きかけあり	5.2%	2.0%	5.1%	4.1%
首長など都道府県の幹部への 「ある程度」以上の働きかけあり	5.2%	3.4%	3.3%	4.2%
都道府県の課長クラスへの 「ある程度」以上の働きかけあり	17.9%	19.3%	17.1%	16.8%
首長など市区町村の幹部への 「ある程度」以上の働きかけあり	20.4%	18.4%	17.9%	18.9%
市区町村の課長クラスへの 「ある程度」以上の働きかけあり	44.0%	43.0%	32.4%	39.4%
国の政策・方針の実施	4.9%	3.2%	6.5%	5.1%
国の政策・方針の修正・阻止	5.1%	2.8%	4.0%	4.7%
都道府県の政策・方針の実施	8.4%	5.4%	8.5%	7.8%
都道府県の政策・方針の修正・阻止	6.7%	5.4%	7.5%	6.6%
市区町村の政策・方針の実施	15.3%	9.6%	11.9%	13.0%
市区町村の政策・方針の修正・阻止	12.7%	10.6%	9.9%	12.0%

個別法人格ごとに見ると、地方レベルを中心に法人格によってアドボカシー活動の水準に一定の差異が見られる。たとえば、図 10 に示されるように、市区町村課長クラスへの直接的働きかけは、公益社団法人、社会福祉法人、漁業協同組合などで多く、市区町村の政策・方針の＜実施＞成功経験はその他の法人、農業協同組合、認定特定非営利

活動法人などで多い。

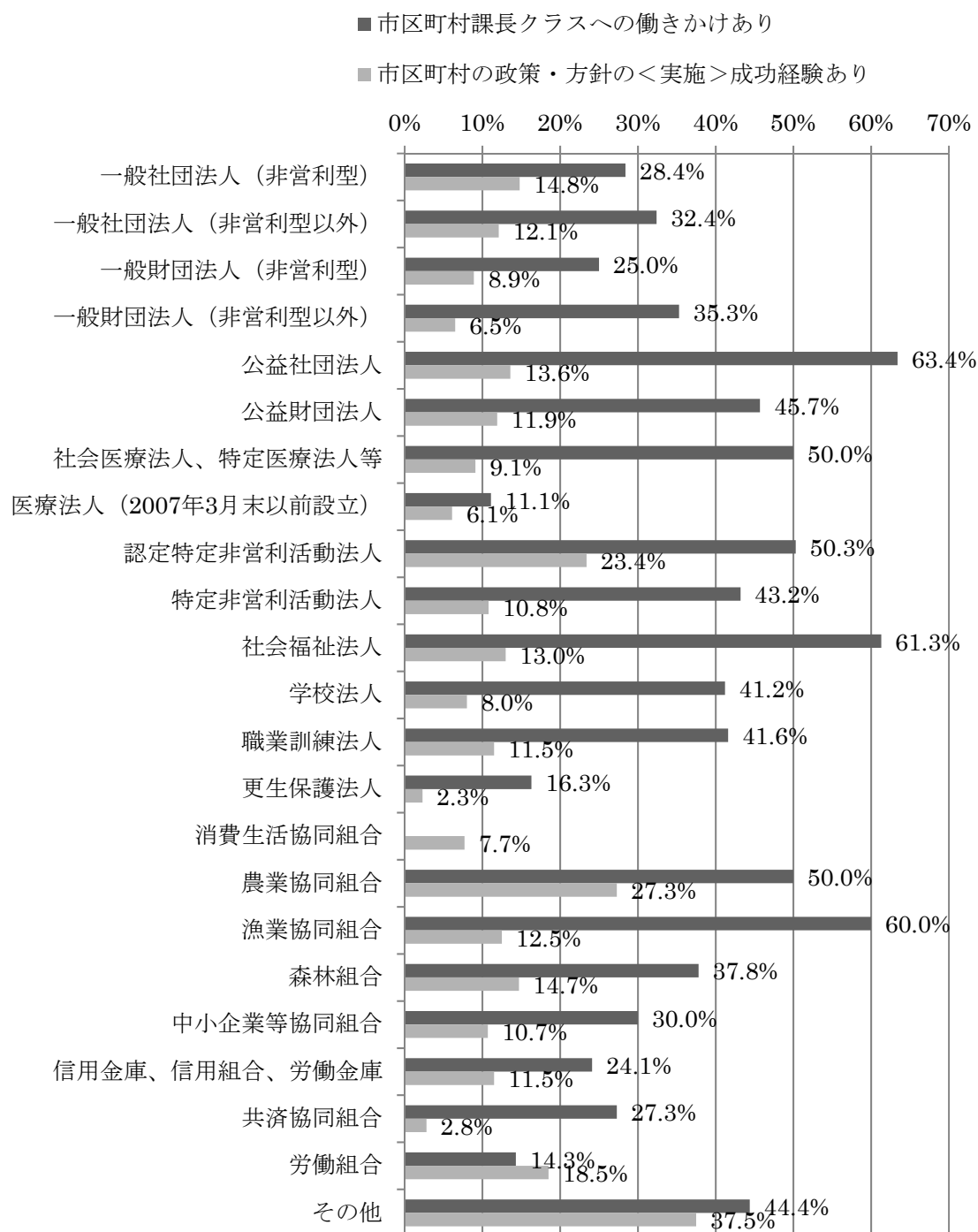


図 10 個別法人格ごとに見た、市区町村へのアドボカシー活動

ところで、アドボカシー活動は、直接的な働きかけのようないわゆる「インサイド・ロビイング」に限定されず、請願やデモ、マスメディアやインターネットを使ったアピ

ールや公衆への啓蒙活動など、「アウトサイド・ロビイング」を含む、幅広い活動を本来含み得るものである。そのような多様な形態のアドボカシー活動の頻度を本調査問42では回答してもらっている。問42では17種類のアドボカシー活動の形態について、それぞれ5点尺度で利用頻度を回答してもらっている。ここでは、17指標を探索的因子分析（最尤法、プロマックス回転）にかけ、そこから4つの因子を抽出した（表34）。因子負荷量の値から、それぞれの因子を「啓蒙型」、「動員型」、「自治体接触型」、「国政接触型」と名付け、それぞれの因子得点を回答団体ごとに作成した。

表 34 アドボカシー活動の4因子

	1	2	3	4
	「啓蒙型」	「動員型」	「自治体接触型」	「国政接触型」
1.与党国会議員に接触(電話、会見など)	-.064	-.111	.173	.767
2.野党国会議員に接触(電話、会見など)	-.058	.290	-.070	.719
3.中央省庁に接触(電話、会見など)	.162	-.102	-.045	.590
4.自治体首長に接触(電話、会見など)	-.047	-.114	.814	.073
5.地方議員に接触(電話、会見など)	-.063	.096	.655	.202
6.自治体職員に接触(電話、会見など)	.067	-.076	.848	-.142
7.審議会、公聴会等に参加	.183	.152	.365	.078
8.手紙、電話、電子メールなどで議員や行政機関に働きかけるよう自組織の会員に要請	.144	.281	.252	.124
9.請願のための署名	-.098	.792	.072	-.039
10.集会への参加	.021	.828	.143	-.163
11.デモ、ストライキなどの直接的行動	.001	.852	-.210	.053
12.マスメディアへの情報提供・アピール(記者会見、意見広告掲載など)	.784	-.021	.006	.085
13.WebサイトやSNS上でのアピール	.950	-.160	-.049	.067
14.印刷物発行や書籍出版によるアピール	.832	.029	.030	-.091
15.シンポジウムやセミナーの開催	.704	.072	.017	.016
16.他団体との連合の形成	.496	.280	.071	-.057
17.裁判所に提訴	.134	.324	-.178	.198
因子寄与率	39.0%	7.7%	6.2%	4.2%

抽出法: 最尤法、プロマックス回転

N=1,316

4つの因子得点を3グループ間で比較したものが、図11である。「啓蒙型」アドボカ

シーでは、「脱主務官庁制の非営利法人」の水準が他の2グループを圧倒するかたちで高いことがわかる。また、「自治体接触型」アドボカシーでは、「脱主務官庁制の非営利法人」は平均を上回っており、とくに「各種協同組合」に比べると高い水準である。

詳細は割愛するが、個別法人格ごとに見ると、どのタイプのアドボカシーにおいても、認定特定非営利活動法人、農業協同組合、漁業協同組合、労働組合、その他の法人は、いずれも平均以上の水準でアドボカシーを行っていることがうかがえる。これらの法人格はとくにアドボカシーに活発なタイプだとみなすことができる。その他では、公益社団法人は「自治体接触型」において、特定非営利活動法人は「啓蒙型」において、社会福祉法人は「動員型」と「自治体接触型」において、消費生活協同組合は「動員型」において、中小企業等協同組合は「動員型」「自治体接触型」「国政接触型」において、いずれも平均以上の水準でアドボカシーを行っている。逆に、いずれのタイプのアドボカシーにおいても消極的であるのが、一般財団法人（非営利型）、一般財団法人（非営利型以外）、公益財団法人、医療法人（2007年3月末以前設立）、職業訓練法人、信用金庫・信用組合・労働金庫などの法人格である。

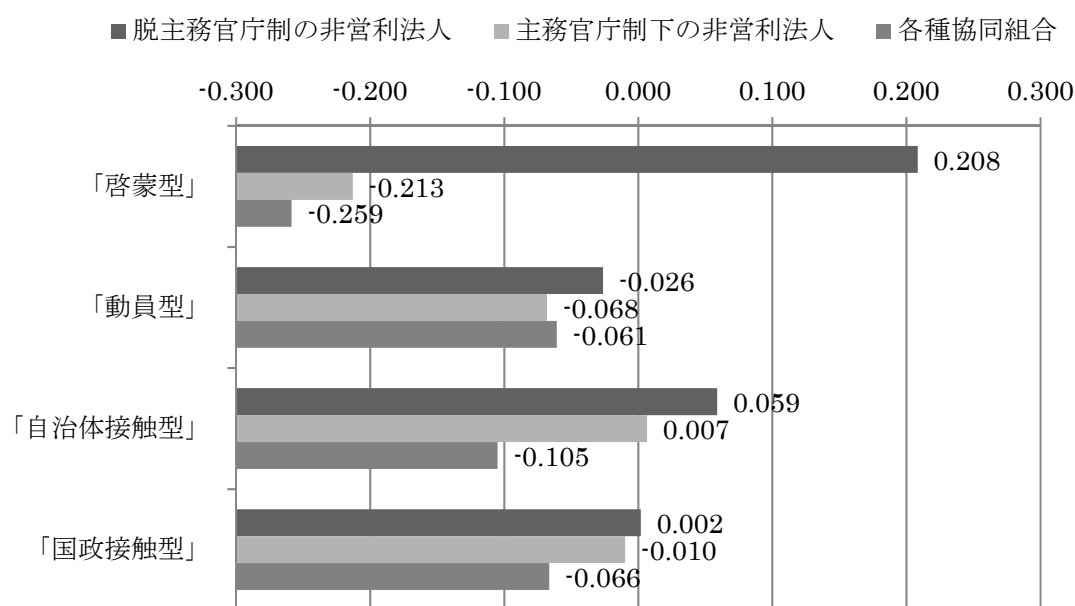


図 11 3 グループ間の比較で見た、4 種類のアドボカシー活動の水準

3. 6. 3. 回答者の信頼感と政策選好

本調査問 43 では調査票回答者自身のさまざまな組織や団体等についての信頼感を、問 44 ではさまざまな政治・社会問題に関する政策選好を、それぞれ回答してもらっている。これらの回答は、あくまで回答者個人の立場として回答してもらったものであり、それが直ちに各組織の代表的な意見や立場であるとはもちろんいえない部分がある。し

かしながら、回答者には各組織の代表者や事務局長、総務担当者などのリーダー的地位に就く者が多く、それらの人々の意見や態度が当該組織の平均から大きく乖離することは通常想定されにくい。したがって、回答者自身の意識や態度を明らかにすることによって、サードセクター組織全体の意見や態度をある程度大まかにつかむことは可能であると考えられる。

表 35 は、問 43 の信頼感の回答から、さまざまな組織や団体に対する「不信」（「まったく信頼していない」または「あまり信頼していない」との回答）を抱えている回答者の割合を法人格ごとに示したものである。

「不信」の回答が多い対象を順に示せば、労働組合 51.1%、政党 47.7%、大企業 41.2%、NPO・市民活動団体 36.9%、中央省庁 32.6%、裁判所 19.5%、自治体 17.4%となっている。サードセクター組織の一員である労働組合や NPO・市民活動団体に対して不信感が高いことは注目されるべき結果となっている。

とくに、NPO・市民活動団体に対する「不信」は「主務官庁制下の非営利法人」や「各種協同組合」で多くなっている。個別法人格で見た場合、とりわけ一般社団法人（非営利型以外）、医療法人（2007年3月末以前設立）、学校法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などで、NPO・市民活動団体に対する「不信」の回答が 50%を超えて、かなり多くなっている。

NPO・市民活動団体や労働組合に対する不信感がさまざまなサードセクター組織の当事者の間でもかなり強いことは、日本におけるサードセクターの分断状況を端的に示す結果といえる。

また、政党に対する「不信」は「脱主務官庁制の非営利法人」の間で、とりわけ認定特定非営利活動法人、特定非営利活動法人、一般社団法人（非営利型以外）の間でより強く見られる。これは、近年に登場した新しい法人格の非営利法人は、現時点では十分政党による利益表出や利益集約のプロセスに組み込まれていないことの現れなのかもしれない。

他方、自治体や裁判所に対する「不信」は 3 グループ間で比較するとほとんど差はなく、概して低水準である。政党とは異なり、地方行政はサードセクター組織を広く包摂し、普段から日常的な関わりも深く、政策過程のプロセスにもサードセクター組織を組み込めていること、また裁判所は特定のサードセクター組織に肩入れすることもなく、「中立的」だと思われることの現れなのかもしれない。

大企業に対する「不信」は「脱主務官庁制の非営利法人」の間で、とりわけ一般社団法人（非営利型）、一般財団法人（非営利型）、一般財団法人（非営利型以外）、公益社団法人、公益財団法人で相対的に少ない。すでに見たように、これらの法人格では営利企業セクターとの交流がある程度活発であること、ビジネスライクな組織が増えていることなどが反映していると思われる。他方、大企業に対する「不信」が多く見られるのは、一般社団法人（非営利型以外）、学校法人、消費生活協同組合、農業協同組合など

であり、これらの法人格の組織では企業の「営利性」に対する忌避意識や嫌悪感が強い
のかもしれない。

表 35 さまざまな組織や団体等に対する不信感

	政党に対して 「不信」と回答 した割合	中央省庁に対して 「不信」と回答 した割合	自治体に対して 「不信」と回答 した割合	裁判所に対して 「不信」と回答 した割合	NPO・市民活動団体 に対して 「不信」と回答 した割合	大企業に対して 「不信」と回答 した割合	労働組合に対して 「不信」と回答 した割合
全体	47.7%	32.6%	17.4%	19.5%	36.9%	41.2%	51.1%
脱主務官庁制の非営利法人	51.2%	33.5%	16.7%	20.1%	24.8%	36.6%	48.8%
主務官庁制下の非営利法人	45.4%	33.6%	17.2%	18.9%	47.8%	44.6%	56.9%
各種協同組合	38.4%	26.3%	15.5%	17.2%	49.3%	44.9%	48.8%
一般社団法人（非営利型）	36.2%	19.4%	16.1%	17.4%	39.1%	31.5%	46.7%
一般社団法人（非営利型以外）	55.9%	50.0%	44.1%	33.3%	66.7%	60.6%	72.7%
一般財団法人（非営利型）	40.4%	28.1%	17.5%	19.3%	40.4%	28.1%	41.1%
一般財団法人（非営利型以外）	50.0%	33.3%	10.0%	6.7%	36.7%	26.7%	50.0%
公益社団法人	37.7%	21.7%	4.3%	14.5%	43.5%	31.9%	50.7%
公益財団法人	39.8%	21.7%	10.8%	8.4%	31.3%	30.1%	38.1%
社会医療法人、特定医療法人、2007 年4月以降設立の医療法人	54.2%	33.3%	25.0%	8.3%	37.5%	45.8%	62.5%
医療法人（2007年3月末以前設立）	54.5%	32.7%	18.2%	18.5%	56.4%	50.9%	68.5%
認定特定非営利活動法人	66.5%	45.7%	20.6%	23.0%	9.6%	36.3%	47.6%
特定非営利活動法人	57.9%	40.9%	20.5%	27.0%	17.6%	48.4%	58.9%
社会福祉法人	50.0%	43.7%	19.2%	20.3%	44.3%	40.0%	51.5%
学校法人	48.1%	37.0%	23.2%	20.4%	69.8%	60.4%	71.7%
職業訓練法人	46.2%	33.3%	14.6%	21.7%	46.1%	42.7%	52.7%
更生保護法人	26.8%	12.2%	7.3%	14.6%	35.0%	35.0%	52.5%
消費生活協同組合	46.2%	38.5%	7.7%	7.7%	23.1%	61.5%	50.0%
農業協同組合	56.5%	47.8%	26.1%	28.6%	63.6%	54.5%	59.1%
漁業協同組合	33.3%	55.6%	21.1%	41.2%	82.4%	52.9%	56.3%
森林組合	35.3%	27.8%	28.6%	31.4%	60.0%	51.4%	57.1%
中小企業等協同組合	43.3%	30.0%	16.7%	20.0%	40.0%	43.3%	46.7%
信用金庫、信用組合、労働金庫	28.6%	10.7%	7.1%	7.1%	38.2%	32.7%	43.4%
共済協同組合	40.5%	13.5%	8.1%	2.7%	48.6%	42.9%	40.0%
労働組合	42.9%	33.3%	21.4%	25.0%	35.7%	53.6%	3.6%
その他	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	50.0%	42.9%	50.0%

図 12 は問 44 のさまざまな政治・社会問題に関する政策選好についての回答結果を示したものである。

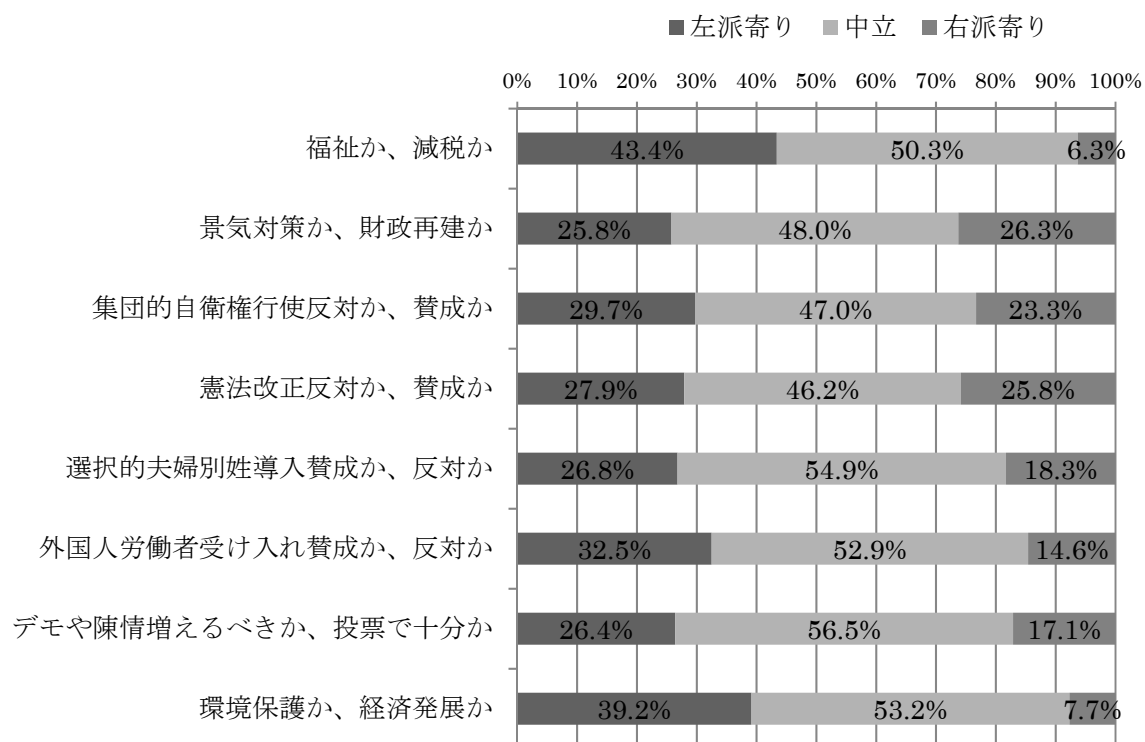


図 12 さまざまな政治・社会問題に関する政策選好

全体として見ると、「どちらでもない」という中立の回答が多く、どちらかの意見寄りの回答は半数程度以下しかない。その意味においては、政策選好の著しい分極化状況というのは、本調査からは確認されない。

他方、「左派寄り」の意見に近いと回答した割合は、「福祉か、減税か」の意見選択や「環境保護か、経済発展か」の意見選択では比較的多くなっている。これらの意見選択では、「右派寄り」の意見に近いという回答は少ないことから、サードセクター全体で見した場合に、福祉や環境保護を減税や経済発展よりも重視する意見が相対的に強いことがうかがえる。

法人格別に政策選好を見たものが表 36 である。3 グループ間で見ると、概して「脱主務官庁制の非営利法人」で「左派寄り」意見に近いと回答した割合が他の 2 グループに比べると多いことがわかる。その傾向は、経済をめぐる争点ではなく、外交や憲法上の争点や文化的争点についてより強く見られる。

表 36 法人格別に見たさまざまな政治・社会問題に関する政策選好

	「減税より福祉」の意見に近いと回答した割合	「財政再建より景気対策」の意見に近いと回答した割合	「集团的自衛権行使は反対」の意見に近いと回答した割合	「憲法改正は反対」の意見に近いと回答した割合	「選択的夫婦別姓に賛成」の意見に近いと回答した割合	「外国人労働者受け入れ賛成」の意見に近いと回答した割合	「デモ・陳情などの増加賛成」の意見に近いと回答した割合	「経済発展より環境保護」の意見に近いと回答した割合
全体	43.4%	25.8%	29.7%	27.9%	26.8%	32.5%	26.4%	39.2%
脱主務官庁制の非営利法人	41.4%	23.8%	33.7%	31.9%	31.4%	36.0%	31.2%	43.4%
主務官庁制下の非営利法人	47.1%	25.2%	24.9%	23.1%	19.4%	29.3%	17.7%	34.4%
各種協同組合	40.8%	32.9%	22.1%	21.7%	20.8%	28.3%	21.2%	33.2%
一般社団法人（非営利型）	33.0%	28.4%	22.6%	19.1%	20.0%	27.4%	17.9%	26.3%
一般社団法人（非営利型以外）	42.9%	34.3%	20.0%	17.1%	28.6%	31.4%	22.9%	25.7%
一般財団法人（非営利型）	41.1%	26.8%	26.8%	23.2%	16.4%	26.8%	14.3%	35.7%
一般財団法人（非営利型以外）	40.0%	20.0%	23.3%	20.0%	26.7%	30.0%	23.3%	43.3%
公益社団法人	29.4%	25.0%	26.5%	22.1%	16.2%	25.4%	27.9%	36.8%
公益財団法人	36.9%	28.2%	16.5%	22.4%	23.5%	25.9%	22.4%	31.8%
社会医療法人、特定医療法人、2007年4月以降設立の医療法人	66.7%	12.5%	20.8%	20.8%	12.5%	37.5%	20.8%	20.8%
医療法人（2007年3月末以前設立）	49.1%	19.3%	22.8%	22.8%	28.1%	29.8%	21.1%	38.6%
認定特定非営利活動法人	48.4%	18.5%	47.6%	45.8%	48.9%	49.5%	43.2%	56.6%
特定非営利活動法人	45.5%	23.2%	38.5%	34.9%	33.1%	37.9%	36.7%	49.4%
社会福祉法人	56.3%	25.0%	33.8%	26.4%	22.2%	37.5%	18.1%	36.1%
学校法人	48.2%	26.8%	35.7%	26.8%	23.2%	37.5%	19.6%	44.6%
職業訓練法人	37.4%	31.3%	18.2%	22.2%	18.2%	21.2%	16.2%	29.3%
更生保護法人	41.9%	16.3%	14.0%	16.3%	16.3%	18.6%	16.3%	37.2%
消費生活協同組合	61.5%	23.1%	46.2%	38.5%	30.8%	30.8%	30.8%	46.2%
農業協同組合	36.4%	36.4%	18.2%	18.2%	0.0%	27.3%	22.7%	27.3%
漁業協同組合	23.5%	41.2%	23.5%	17.6%	23.5%	23.5%	27.8%	33.3%
森林組合	38.9%	38.9%	22.2%	27.8%	19.4%	36.1%	22.2%	48.6%
中小企業等協同組合	60.0%	43.3%	26.7%	30.0%	33.3%	26.7%	30.0%	36.7%
信用金庫、信用組合、労働金庫	36.4%	25.5%	9.1%	14.8%	18.5%	27.8%	11.3%	20.4%
共済協同組合	37.5%	27.5%	30.0%	17.5%	22.5%	25.0%	20.0%	32.5%
労働組合	64.3%	27.6%	62.1%	55.2%	34.5%	34.5%	55.2%	48.3%
その他	50.0%	37.5%	50.0%	50.0%	50.0%	25.0%	50.0%	25.0%

個別法人格ごとに見ると、労働組合、認定特定非営利活動法人、消費生活協同組合などで「左派寄り」意見に近いと回答した割合が概して多い。労働組合やNPO・市民活動団体に対する「不信」が強いことを示していた表 35 の結果と併せて考えると、労働組合やいわゆる「NPO」的な市民団体はその左派志向性の強さによって、その他の団体から「不信」を抱かれている可能性がある。無論、サードセクター内部で多様な党派性や政策選好が見られることは決して望ましくない事態などではなく、本来的には多様な立場や意見があることが自然であるし、その方が望ましいあり方である。

しかしながら、「政治的」「党派的」であることを極端に忌避する日本の政治文化の下

では、「左派寄り」イメージがある団体が敬遠される傾向が存在することは否めない。日本におけるサードセクターの分断状況は、このような党派的イメージによって引き起こされている部分が少なからずあり、今後そのような状況の改善が望まれる。

4. 結論と今後の展望

本稿では第4回サードセクター調査のデータを用いて、日本におけるサードセクター組織の現状と課題を多角的に分析してきた。本稿で明らかになったサードセクター組織に関する基礎事実は多岐にわたり、それぞれが既存研究では十分明らかになっていない部分に光を当てた重要なものとなっている。本稿の分析結果から浮かび上がった、とくに重要な点としては、以下のものを挙げることができるだろう。

(1)「脱主務官庁制の非営利法人」、「主務官庁制下の非営利法人」、「各種協同組合」の間で、組織力や活動実態などさまざまな面で大きな差異があり、日本のサードセクター組織は「三重構造」化していること。

(2)サードセクター組織の役員に占める女性比率の平均値は19.5%であり、サードセクターの指導層においても強いジェンダー・バイアスが見られること。

(3)営利企業の経営手法の導入などの「非営利組織のビジネスライク化」の動きが萌芽的ながらも一部の組織で見られること。

(4)サードセクター組織においても、労働組合や「NPO」に対する「不信」は強く、サードセクター内部の分断状況が見られること。

本稿の分析結果を踏まえ、日本におけるサードセクター組織の今後の展望としてどのようなことがいえるのであろうか。

長期的に見れば、「脱主務官庁制の非営利法人」と「主務官庁制下の非営利法人」の間の差異は徐々に解消されていく可能性がある。本稿の分析結果からは、概して「脱主務官庁制の非営利法人」の組織基盤の弱さや整備の遅れが見られたが、これらの非営利法人の多くは活動年数が短い「新しい団体」であることも影響しており、時間の経過とともに、今後より成長していく可能性がある。そして、「老舗団体」が多い「主務官庁制下の非営利法人」の組織力量に徐々に追いついていくことも十分想定される。

また、「主務官庁制下の非営利法人」がボランティアの活用、IT技術の活用、民間企業の経営手法の導入、情報公開、メディアの活用、全国や海外での活動、行政への委員派遣などの面でやや消極的という点は、これらの組織がますます行政からの自立化、効

率化、経営力強化を求められている近年の動向を考えると、これも徐々に解消されていく可能性があると考えられる。

ここで、主務官庁制のセクターと脱主務官庁制のセクターの現時点での量的な規模を概観しておきたい（ここでは、非営利型ではない一般社団、一般財団、医療法人を含めている。データは国税庁法人番号公表サイトおよび各主務官庁のホームページによる）。

2017年3月末時点では、主務官庁制のもとにある非営利法人は83,040、主務官庁制から脱却した非営利法人は116,142となっており、後者が団体数で約40%上回る状況となっている。さらに、後者の増加のペースは、一般社団法人を中心に月平均500団体以上上回っているため、その差は着実に拡大していくと予想される

最近の増加傾向をみると次のようになっている。

特定非営利活動法人の認証数（解散数を参入）は、2016年7月末の51,107から2017年7月末の51,704に増加しており、月平均約50の増加にとどまっている。この期間には、月平均約137団体が解散しており、これが増加数を抑える結果となっている。法律施行から10年で3万6000にまで急増した（月平均約300）のと比較すると、増加傾向自体がほぼ終息しつつあると見てよいだろう。

一般社団法人数は2016年10月26日の39,582から2017年8月30日の45,727に増加しており、月平均約615団体の増加となっている。また、一般財団法人は2016年10月26日の6,630から2017年8月30日の6,928に増加しており、月平均約30団体の増加となっている。なお、認定特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人は微増傾向にとどまっている。

以上のように、主務官庁制から脱却した法人のなかでは、特に一般社団法人の急増が続いており、これが全体の増加につながっていることが分かる。

次に依然として主務官庁制の下になる団体の状況を見ると、医療法人は、2016年3月末の51,958から2017年3月末の53,000に増えており、月平均約87団体の増加となっている。

社会福祉法人は、2015年3月末の20,303から2017年8月30日の20,862に増えており、月平均約33団体の増加となっている。

高齢化の進行に伴って、この二つの法人は着実に増加している。他方、少子化の中で学校法人は微増にとどまっている。

合わせて注目されるのは、2017年4月から施行された社会福祉法の一部改正に伴って、社会福祉法人制度が財団法人に準ずる方向で改革されたことである。また、2007年4月以降設立の医療法人が解散時の残余財産の帰属先を出資者にすることができなくなるなど、非営利性や公益性の徹底、効率性、透明性の向上などの方向で医療法人制度の改革が進んでいることも含めて、主務官庁制のもとにある公益法人もそこから脱却する方向に進み始めている。

以上を踏まえると、現在は制度的分岐が著しい「脱主務官庁制の非営利法人」と「主

務官庁制下の非営利法人」が共通の制度の下に包括されていく条件²⁰は、徐々にではあるが整いつつあるということもできる。現在も残る「主務官庁制下の非営利法人」の制度が将来的に解体され、主務官庁制から脱却した社団法人と財団法人を共通の土台にした共通の公益認定制度が構築されることも決して絵空事ではないのかもしれない。実際、欧米のサードセクターをめぐる大規模な制度変容の経験を踏まえると、日本でもそのような大規模な変化が今後起ったとしても決して不思議ではない。

仮に、そのような共通の制度のもとで統合されるならば、現在なお残っている「脱主務官庁制の非営利法人」と「主務官庁制下の非営利法人」の差異が、個々の組織の違いへと解消し、全体として実質的な1つの非営利セクターを生み出す可能性があるということである。

ただし、その場合に置いても、本稿の分析結果でも明らかにされたように非営利法人全体と「各種協同組合」の間の差異と分断状況はなおも残る可能性は高い。ゆえに、協同組合も含めたサードセクターの包括的な連帯や制度的統合が日本においても実現するまでには、まだまだ道半ばの状況が続くのではないだろうか。

参考文献

- 今井迪代. 2014. 「EU における政策概念としての『社会的経済』」『経済学研究論集』第40号.
- 後房雄. 2009. 『NPO は公共サービスを担えるか』法律文化社.
- 後房雄. 2015. 「公共サービス改革の進展とサードセクター組織—社団法人、財団法人の新たな展開—」RIETI Discussion Paper Series 15-J-023、経済産業研究所.
- 後房雄. 2017a. 「公共サービスと市民社会—準市場を中心に」坂本治也編『市民社会論—理論と実証の最前線』法律文化社.
- 後房雄. 2017b. 「イタリアにおけるサードセクターの包括的改革とその背景—日本との比較のなかで—」RIETI Discussion Paper Series 17-J-018、経済産業研究所.
- 後房雄・藤岡喜美子. 2016. 『稼ぐNPO』カナリアコミュニケーションズ.
- エバース, A., ラヴィル, J. L. 編 (内山哲朗・柳沢敏勝訳). 2007. 『欧州サードセクター—歴史・理論・政策』日本経済評論社.
- 坂本治也. 2015. 「サードセクターと政治・行政の相互作用の実態分析—平成 26 年度サードセクター調査からの検討—」RIETI Discussion Paper Series 15-J-025、経済産業研究所.
- 坂本治也. 2017. 「政府への財政的依存と市民社会のアドボカシー—政府の自立性と逆

²⁰ 後 (2015) の「おわりに」において、われわれなりの法人格制度統合の提案を行っている。
(<http://www.rieti.go.jp/publications/dp/15j023.pdf>)

U字型関係に着目した新しい理論枠組み」『ノンプロフィット・レビュー』17
巻1号.

坂本治也編. 2017. 『市民社会論—理論と実証の最前線』法律文化社.

ジャンテ, ティエリ (石塚秀雄訳). 2009. 『フランスの社会的経済』日本経済評論社.

辻中豊・森裕城編. 2010. 『現代社会集団の政治機能—利益団体と市民社会』木鐸社.

ドゥフルニ, J., モンソン, J. L. 編 (富沢賢治ほか訳). 1995. 『社会的経済—近未来の社会経済システム』日本経済評論社.

富沢賢治. 1999. 『社会的経済セクターの分析—民間非営利組織の理論と実践』岩波書店.

仁平典宏. 2017. 「政治変容—新自由主義と市民社会」坂本治也編『市民社会論—理論と実証の最前線』法律文化社.

廣田裕之. 2016. 『社会的連帯経済入門—みんなが幸せに生活できる経済システムとは』集広舎.

ボルザガ, C., ドゥフルニ, J. 編 (内山哲朗ほか訳). 2004. 『社会的企業—雇用・福祉のEU サードセクター』日本経済評論社.

村松岐夫. 1994. 『日本の行政—活動型官僚制の変貌』中央公論社.

リピエッツ, アラン (井上泰夫訳). 2011. 『サードセクター—「新しい公共」と「新しい経済」』藤原書店.

Anheier, Helmut K. 2014. *Nonprofit Organizations: Theory, Management, Policy*, Second Edition. Routledge.